

第1 報告の概要

表1のとおり、各種監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、関係機関から通知を受けました。

(表1)

監査種別	実地監査期間	監査結果		通知件数 (公表)
		指摘件数	意見・要望 件数	
平成12年度行政監査 (監理団体への委託事業について)	平成12.6.19～ 平成12.10.13	件 30	件 -	件 29
平成13年度各会計定例監査 (平成12年度執行分)	平成13.9.3～ 平成14.1.30	80	14	85
平成13年度 工事監査	前期： 平成13.4.17～ 平成13.7.10 後期： 平成13.10.1～ 平成14.2.7	8	4	11
平成13年度 財政援助団体等監査	平成12.6.23～ 平成13.5.16	34	10	33
平成13年度行政監査 (事業評価手法による。)	平成13.9.7～ 平成13.12.19	-	(10) 9	2
平成12年度決算審査 (出納長所属各会計)	平成13.7.25～ 平成13.9.12	(32) -	(5) 1	-
平成12年度決算審査 (公営企業会計)	平成13.6.1～ 平成13.8.1	(1) -	(2) 1	-
平成12年度 財政援助団体等監査	平成12.6.23～ 平成13.5.16	(73) 3	-	1
合 計		155	39	161

(注1) ()内は、前年度公表分と合わせた全体の指摘件数である。

(注2) 一つの指摘が、複数の局にある場合、局ごとに件数を数えている。

(注3) 平成13年度の監査等の結果から、指摘に加えて、意見・要望等についても措置状況報告対象とした。

今回の措置の対象となった監査結果の総件数 194 件のうち、講じた措置について通知を受けた件数は 161 件です。

講じられた措置の内訳は、表 2 のとおりです。

(表 2) 措置の内訳

区 分	事 例	件 数
補助金を返還させたもの	私立学校経常費補助の申請を適正に行わなかったことによる過大な補助金を返還させた。	5 件
不適切な支出を是正し、経費節減が図られたもの	映像ライブラリー設置に係るリース機器の更新の際、機器の構成等を見直したことにより、運営経費の節減が図られた。	17 件
規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	公有財産の異動に伴う財務局長への異動通知が漏れていたことから、今後通知漏れが生じないように確認体制の見直しを行った。	97 件
会議、研修等において周知徹底をしたもの	工事の過大積算の再発防止を図るため、会議等において、的確な積算及びチェックを確実に行うよう周知徹底した。	40 件
その他	-	26 件

(注) 監査結果に対し複数の措置をしたものもあり、合計件数は通知件数と一致しない。

なお、平成 12 年度行政監査 1 件、平成 13 年度各会計定例監査 9 件、平成 13 年度工事監査 1 件、平成 13 年度財政援助団体等監査 11 件、平成 13 年度行政監査 7 件、平成 12 年度決算審査 2 件、平成 12 年度財政援助団体等監査 2 件、計 33 件の監査結果については、短期間で改善を図ることが困難な状況であること、執行機関において改善策を検討中であることなどにより、通知がありませんでした。

第2 報告の内容

〔平成12年度行政監査〕

大学管理本部

(1) 委託料の執行について改善を指示すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立大学は、大学構内に設置されている国際交流会館の管理運営を財団に委託しているが、財団における委託料の執行状況について見たところ、委託料は、当該年度の事業執行に必要なものであるにもかかわらず、平成11年度購入したコピー用紙が多量に翌年度に繰り越されていることは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年度及び平成13年度は、都立大学としてコピー用紙の必要量を把握し、繰越分を踏まえて購入量を精査した結果、財団法人東京都生涯学習文化財団にコピー用紙の購入を抑えさせた。

なお、平成14年度の国際交流会館の管理運営は、入札の結果、他の業者が落札した。

総務局

(1) 利息の帰属を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は東京都庁有車駐車場の管理運営を公社に委託しており、委託金額の支払方法は概算払いのため、これにより生じた利息は、精算時に委託料から差し引いて処理されており、事実上都へ納付されているが、契約書には預金利息の帰属が明確になっておらず適切を欠くものとなっている。

(当該事業については、平成14年4月1日付けで財務局から総務局に移管されている。)

イ 講じた措置の概要

監査指摘を踏まえ、平成13年度の委託契約より、預金利子の帰属を都とする旨を契約書において明確に定めた。

生活文化局

(1) 映像ライブラリーの運営について見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、江戸東京博物館内に映像ライブラリーを設置し、その管理運営を財団に委託しているが、平成11年度における映像ライブラリーは、年間で307日開館し、1日では580回程度利用可能と推計されるにもかかわらず、1日の平均利用回数は96回と低調なものとなっており、施設の運営経費は直接経費だけでも1回当たり、5,049円となっていることから、費用対効果の面から、機器のリース更新時に、映像ライブラリーの運営について見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年度の予算において、機器の構成等を見直した結果、リース更新後には、運営にかかる委託経費が平成11年度の3分の1以下になった。

また、ライブラリーのPRに努めた結果、平成11年度に比べて平成13年度は、利用回数が16%増の34,215回(平成11年度29,396回)に、利用者数が17%増の105,673人(同90,273人)に伸びた。

(2) 委託業務を適切に行うよう指導すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、江戸東京たてもの園の管理運営を財団に委託しており、財団は、復元建物等館内の施設配置案内、展示品の監視等のため、江戸東京たてもの園利用者サービス業務を他の業者へ再委託しているが、復元建物等館内の展示ケースの温湿度計の測定結果を、財団に業務日誌で毎日報告することになっているにもかかわらず、測定を行っていないなど、適切な管理状況となっていない。

イ 講じた措置の概要

財団に対し、仕様書どおり適切に報告させるよう業者に徹底させるなど指導をおこなった。

(3) 未返却図書の督促を指導すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、東京ウィメンズプラザの管理運営を財団に委託しており、財団が管理運営している図書資料室における図書等貸出し、返却等状況について見たところ、返却期限を1年以上も経過しているにもかかわらず、監査日(平成12.9.27)現在、返却されていないものが232冊(128名)認められたことから、女性財団に対し適切な督促を行うよう指導されたい。

イ 講じた措置の概要

未返却図書督促方法を下記のとおり改善指導した。

(ア) 毎月初めに前月分の未納者リストを作成し、該当者に電話で督促するようにした。併せて、図書資料室の開室時間内での返却が困難な場合は、ブックポストの利用案内や郵送による返却も案内している。

(イ) 電話と併せて随時ハガキにより督促し、それでも返却されない場合は、東京ウィメンズプラザ条例第10条、同施行規則第11条及び東京ウィメンズプラザ運営要綱第18の規定(弁償等)を明記した通知を送付することとした。

(4) 物品の購入を計画的に行うように指導すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、江戸東京博物館の管理運営を財団に委託しており、財団は、この委託業務の中で、江戸及び東京の歴史と文化にかかわる資料の収集や施設管理運営上の物品の購入などを行っており、平成11年度の第4四半期に301点を購入しているが、このうちの標本、案内板等203点は、年度末の平成12年3月31日に購入しており、計画的な執行となっていないのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

計画的な購入を行うよう指導した結果、平成12年度は、第4四半期の購入数が148点(8,892,474円)、平成13年3月31日の購入数が9点(437,984円)と大幅に減少した。

(5) 施設利用の促進を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

教育庁は、東京都現代美術館の管理運営等を財団に委託しており、同美術館には、東京都現代美術館条例(平成6年東京都条例第81号)により、利用貸出施設として講堂及び研修室が設置されているが、その利用実績は低調なものとなっていることから、パンフレットに適切な記載を行い、PRに努めるなど、より多目的な利用が図られるよう、施設利用の促進を図られたい。

(本件の団体は、平成14年4月1日に教育庁から生活文化局の所管となっている。)

イ 講じた措置の概要

財団に対し、施設利用の促進を指導した結果、平成12年度からホームページでの貸出施設案内を行ったり、チラシを作成・配布している。

利用率は平成11年度に比較して向上した。

環 境 局

(1) アンケート結果を有効活用すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、清掃施設見学会業務を公社に委託しており、この見学会業務は、中央防波堤埋立処分場の見学を中心として実施しているもので、平日コースと土・日コースがあり、いずれのコースでも参加者に対してアンケートを実施しているものの、仕様書においてアンケートの集計結果の報告等を義務づけていないことから、局は、それらを廃棄物処理行政及び施設見学に反映させるよう、仕様書にアンケートの集計・分析を明記するとともに、その結果を有効活用されたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年度中途からアンケート内容の見直しを行うとともに、平成14年度契約からは仕様書においてアンケートの集計・報告を義務付け、毎月報告を受けている。

アンケートでは新たに、「説明を受けて印象に残った点」や「さらに見学してみたい施設」といった見学後の感想や要望を尋ねるとともに、日常生活において行っている環境配慮について尋ねるなど、見学者の意識の把握に努めている。

これらのアンケート結果をもとに、見学者への説明内容を見直し、見学者が関心・興味を持つ話題を提供できるようにしている。

福 祉 局

(1) 委託料の支払を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、障害者(児)施設の管理運営を事業団に委託しているが、事業団における委託料の執行状況を見たところ、概算払受額に対し執行額が少なく、執行残額が多額となっている。

イ 講じた措置の概要

平成11年度の委託料の四半期毎の支払金額については、当該年度から新たに既存都立障害者施設10か所の委託を開始したものであるため、所要経費の予測が困難であった。こうした状況の中で不測の事態(資金ショート等)に配慮し、四半期毎の概算払額の配分について前倒しを行っていたところである。

平成13年度からは、2カ年の実績を踏まえ、概算払額を縮減するとともに、四半期毎の支払配分については是正した。

(2) 個人情報の管理について必要な措置を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、障害者(児)施設の管理運営を事業団に委託しており、大谷田就労支援ホームでは、局が直接管理していた時からの入所者の個人情報を保管しているが、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないとされているにもかかわらず、局は、事業団との間で個人情報の管理について何らの取決めもなく、必要な措置を行っていないのは適切でない。

なお、同ホームでは、事務所内の鍵の掛からない書庫に、利用者台帳が保管されていた。

イ 講じた措置の概要

平成13年度から、委託契約上に個人情報の保護に関する条項を設け、社会福祉事業団との間で、委託施設において、東京都と同様の措置を講じるよう明確化した。

なお、大谷田就労支援ホームは平成12年度末をもって事業廃止したところであるが、委託施設における個人情報の管理については、委託契約の規定を遵守するとともに、「社会福祉法人東京都社会福祉事業団個人情報保護規程」(平成10年6月1日規程第3号)に基づき、利用者台帳を施錠管理するなど必要な措置を講じた。

健康局(衛生局)

(1) 委託料の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、保健所職員等エイズ専門研修及びエイズカウンセリング講習会の実施を財団に委託しており、同契約において、保健所職員等エイズ専門研修に使用するテキストを250部作成することとし、実績報告にもとづき、財団に委託料の支払いを行っているが、財団はテキストの印刷契約においては、200部しか作成されておらず、50部が作成不足となっていることから、財団に対し、委託料の返還を求められたい。

イ 講じた措置の概要

財団法人東京都健康推進財団に対し事実確認を行ったところ、作成部数が50部不足していたことが判明したため、不足分の印刷経費4万5,675円について返還請求を行い、平成13年1月25日に領収した。

産業労働局（労働経済局）

（１）事業効果の検証を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の広報、PR活動を財団に委託しており、平成11年度においては、都民の森が広く都民に利用されるよう、チラシ、パンフレットの作成、ポスターの掲示、立川駅における電光板の掲示等により、都民の森の広報等を行っているものの、その効果の検証が行われておらず適切でない。

イ 講じた措置の概要

指摘の後、都民の森では定期的にアンケート調査を実施し、「都民の森をなにで知ったか」の質問を設けることにより、どんな広報・PR活動が有効かを検討した。その結果、チラシ、パンフレット等は着実な効果があると判断し継続しているが、ポスターについては縮小し、電光板は廃止した。今後、インターネットの積極利用により、安価でPR効果の高い広報活動を行っていく。

（２）都民サービスの提供を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の情報提供等の実施を財団に委託しており、財団は業務の一環として、奥多摩都民の森（体験の森）のホームページを公開しているが、ホームページ内にイベントカレンダーとして、年間行事を紹介するページが設けられているが、当該ページは「ただいま準備中」となっており、イベント情報の公開がなされていないこと、「森林の育成に関するアンケート」をホームページに掲載しているが、アンケート自体が平成10年度をもって終了していることなど、都民へのサービスに欠ける状況となっている。

イ 講じた措置の概要

指摘をうけ直ちに農林水産振興財団に対して、イベント情報の更新及びアンケートの削除を実施するよう指導した結果、ホームページのシステムを技術的に管理している委託業者と契約変更を行い、都民サービスの向上を図った。

住 宅 局

(1) 是正指導の処理結果を適切に通知すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、都営住宅の管理を公社に委託しており、公社は、不適正事例に該当する事項を知った場合、速やかに局に報告することとされ、局はその報告をもとに、必要事項を調査の上、当該事例の是正指導等を行い、処理結果について、各四半期に1回、公社に通知することと規定されているが、公社から局へ579件報告されているものの、局は、四半期ごとの公社への通知を行っておらず、担当が必要と判断したもののみ電話等で連絡するに止まっていることから、局は、処理結果を適切に公社に通知されたい。

イ 講じた措置の概要

局は、監査指摘後、直ちに不適正事例の処理結果について、協定及び実施基準にしたがって適切に通知することとし、平成12年度第3四半期から実施している。

(2) 世帯人員の是正措置を早急に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、都営住宅の居住状況実態調査を公社に委託しており、調査の結果、入居者の家族が転出したとして処理したもののうち、610件について入居していることが確認されたが、世帯員数の把握は、家賃の決定に影響を与えることから、監査日(平成12.9.19)現在、世帯人員の是正措置を行っていないのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

局は、直ちに指摘の610件すべてについて平成11年度提出分の最新の収入報告書と照合した。その結果、世帯員として入居状況が確認できた住宅479件については、是正措置を行った。

また、照合後調査の必要な住宅119件については、平成13年3月までに個別に事実確認を行い適正に処理を行った。

なお、都営住宅返還などにより、処理の必要が無い住宅は12件であった。

建 設 局

(1) 契約を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、扇橋^{まが}閘門^か運転業務を協会に委託しており、財務局経理部長通知「業務委託等の契約内容

について（昭和52年3月5日付51財経庶第1201号）」によれば、契約書に添付する内訳書等には、人数及び1人当たりの単価を表示しないこととされているが、契約書に添付する内訳書に人数及び1人当たりの単価を表示しており適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度の契約から、契約書に添付する内訳書に人数及び1人当たりの単価を表示しないこととした。

（2）精算時における審査を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

多摩都市整備本部は、南大沢センター地域活性化対策事業及び新住宅市街地開発事業用地の販売促進補助業務を特命随意契約で会社にそれぞれ委託しているが、両委託とも、本部・会社間で確定した委託額について、金額を確定する書類に不備、不明確な点が認められたことから、会社から精算額の根拠となる各種書類を提出させるなど、精算時における審査を適切に行われたい。

（多摩都市整備本部は、平成14年4月1日付けで建設局に移管されている。）

イ 講じた措置の概要

平成13年1月29日に、管理部関係課長会を開催し、委託契約における精算時の審査事務の適正化等についての周知の徹底を図った。

これにより、平成13年度契約から受託者が利益を計上すべき項目及び利益率を明確にするとともに、委託完了届の提出時に精算根拠となる書類を提出させている。

（3）共通経費の配分割合を見直すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、路外駐車場の管理を公社に委託しているが、平成7年度から利用料金制度の導入により、料金収入によって駐車場の維持管理を行っているため、委託料を支払っていない。

ところで、公社における駐車場管理受託事業と、公社の直営事業に係る共通経費の配分割合は、平成7年度から受託事業（東京都）35%、直営事業（公社）65%となっているが、公社の平成11年度決算により共通経費の配分を算出すると、受託事業の割合は24.5%となることから、共通経費の配分割合を見直されたい。

イ 講じた措置の概要

財団法人東京都駐車場公社に対し、平成14年度から共通経費の配分割合を見直すよう指示をした。これを受け、駐車場公社では、平成13年度中に平成12年度決算により共通経費の配分割合を産出した。

その結果、受託事業（東京都）23%、直営事業（公社）77%に見直し、平成14年4月1日から適用している。

（４）業務従事者の資格要件について指導監督を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、都が管理する小金井公園等7公園において、施設点検・巡回・案内接客等の業務を協会に委託しており、業務従事者の備えるべき要件として、東京消防庁等が実施する救急救命訓練を受講し救命技能認定証の交付を受けていること、救命技能認定証が有効期限内であることとしているが、平成11年度の採用期間中に救命技能認定証の有効期限が切れている者がいることから、資格の有効期限が切れた従事者に対し、講習を受講させるなど、協会に対し指導監督を行われない。

イ 講じた措置の概要

有効期限が切れた従業者については、平成12年7月及び8月に講習を受講させた。併せて、財団法人東京都公園協会に対し、従事者の名簿及び認定証の写しを年度当初に必ず提出すること、また、未受講者が従事者となる場合には必ず受講計画を提出することについて徹底するよう、指導を行った。

平成14年4月1日には、平成14年度における施設点検及び案内接客等業務の従事者の名簿及び認定証の写しが、東部・西部両公園緑地事務所あて提出されている。

（５）誘導標識を適切に設置するよう指導すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、小石川後楽園等の管理運営を協会に委託しており、外国人の公園利用サービスの向上を図るため、外国語による案内板等の緊急整備を図るとしているが、協会は小石川後楽園解説版補修工事において誘導標識等を補修しているものの、誘導標識等の内容について詳細な検討を行わなかったため、英字併記していないものが見受けられるのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

財団法人東京都公園協会に対して、誘導標識等の看板を設置する際には、「都立公園の維持管理技術指針」に基づき英語表示を積極的に行っていくよう指導した。

その結果、公園協会では、小石川後楽園解説版補修工事で英語表示を行っていなかったものは改修し、その後の補修工事で誘導標識等の看板を設置する際には、順次、英語表示をしているものに変更している。

港 湾 局

(1) 委託料の支払を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、荷役機械の運転管理業務及び船舶への給水業務を公社に委託しているが、公社における委託料の執行状況について見たところ、第4四半期において概算払受額に対し執行額が少なく、執行残額が多額となっている。

イ 講じた措置の概要

事業の動向とそれに伴う執行見込みについて財団法人東京港埠頭公社と十分協議を行い、今後は、執行の実態に出来るだけ近い執行計画を作成するよう指導するとともに、執行管理をより適切に行うこととし、平成13年度から改善を図った。

(2) 共通経費の配分割合を見直すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、港湾設備の管理等を協会に委託しており、協会が提出する委託業務に係る支出予算の執行計画を承認している。しかし、平成11年度における協会運営経費については、直接人員比率により、直営事業経費と受託事業経費とに案分しているが、事務所維持経費については、明確な配分基準のないまま、受託事業経費のみに計上しており適切な経費の配分となっていないことから、共通経費の配分割合を見直されたい。

イ 講じた措置の概要

事務所維持経費については、平成13年度から、社団法人東京都港湾振興協会における各事業(管理受託事業ほか4事業)の直接人員比率により案分し、各事業に配分することとした。

(3) 利息の帰属を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局では、東京港の広報・案内業務、客船ターミナル管理等5件の業務を協会に委託しており、委託料が各四半期の当初月の前月に指定口座に振り込まれている結果、委託料に係る利息が発生しているにもかかわらず、契約書に利息の帰属の条項がないため、事実上協会の帰属として処理されていることから、その帰属を明確にされたい。

イ 講じた措置の概要

社団法人東京都港湾振興協会(乙)との協議の結果、平成13年度より、東京港の広報・案内業務等、晴海客船ターミナルの管理等、竹芝客船ターミナルの管理及び有明・青梅客船ターミナ

ルの管理並びにレインボブリッジ橋りょう附帯施設の管理の各委託契約書に、「委託料について生ずる利息について、乙の行う公益事業に充当することとする」と明記し、港湾振興協会に帰属することとした。

(4) 案内表示、パンフレットの記載内容を指導すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、入場が無料の臨海副都心PRコーナーの管理運営を協会に委託しており、協会は、臨海副都心PRコーナーに隣接した、協会の直営事業で有料施設である東京港PRコーナーと一体として東京みなと館の管理運営を行っているが、館の案内表示板等では、臨海副都心PRコーナーについて、都からの委託施設で入場が無料であるとの記載が表示されていない、館の入館料のみが記載されていることから、案内表示、パンフレットの記載内容等が、都民等にわかりやすくなるよう、協会を指導されたい。

イ 講じた措置の概要

社団法人東京都港湾振興協会に対し、臨海副都心PRコーナーが無料の施設であることを、案内表示板やパンフレット等にわかりやすく記載するよう指導した。

館の受付にある案内表示板については、「臨海副都心PRコーナーは無料」と記載し、順路標識は、東京港PRコーナーへの順路のほかに、臨海副都心PRコーナーへ直接行ける順路を矢印で明確に示し、同コーナーの入り口扉に「臨海副都心PRコーナー」と明記した。

また、リーフレットやチラシ、ポスターなどの印刷物については、平成13年3月に作成した際、すべて「臨海副都心PRコーナーは無料」との文言を記載した。

教 育 庁

(1) 相談事業について見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁は、スポーツ体育施設6施設の管理運営等を財団に委託しており、財団は、夢の島総合体育館を除く5施設において、健康体力相談事業を、また、東京体育館においてのみ栄養相談事業を、庁から受託し実施しているが、これらの事業の実施状況等について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

(ア) 東京体育館及び東京辰巳国際水泳場における健康体力相談事業の年間の利用者は、それぞれ647人及び170人となっているが、利用者1人当たりの直接経費は、それぞれ5万9,200円及び6万100円となっており、利用料金1,100円に対して多大なものとなっている。

(イ) 駒沢オリンピック公園総合運動場及び東京武道館の健康体力相談は、利用者1人当たり、

2,670円の直接経費がかかっており、1日当たりの利用率が27.5%と低調なものとなっている、トレーニングルーム利用者が栄養相談を利用している割合は、0.5%と低調なものとなっていることから、庁は、相談事業について見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

東京体育館を除く4施設の健康体力相談事業については、平成13年度をもって終了した。これにより、財団法人東京都生涯学習文化財団におけるスポーツ体育施設の相談事業に係る経費については、平成11年度分に対して7割削減した。

また、東京体育館の健康体力相談に要する直接経費については、利用者1人当たり5万9,200円から4万4,800円に改善した。

さらに、栄養相談に要する直接経費についても、利用者1人当たり2,670円から2,140円に、1日当たりの利用率も27.6%から51.3%に改善した。

(2) 委託料の支払を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁は、東京文化会館等の管理運営及び使用料等徴収事務を財団に委託しているが、財団における委託料の執行状況を見たところ、概算払受額に対し執行額が少なく、執行残額が多額となっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月に、財団法人東京都生涯学習文化財団に対し、委託料の四半期別概算払受額の適切な積算及び計画的執行を行うよう指導した。

これを踏まえ、平成13年度の委託料から、各四半期別概算払受額及び各四半期末の残額は改善された。

(3) 委託料の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁は、東京都現代美術館等の管理運営を財団に委託しており、委託料の用途等については、受託業務以外に使用してはならないが、財団は、直営事業として東京都現代美術館友の会を設立するため、会員勧誘リーフレット及び会員カードの印刷を行い、これを受託事業の会計から支出しており適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月に、財団法人東京都生涯学習文化財団に対し、受託事業と直営事業の経理を明確にするよう指導するとともに、印刷経費の返還を求め、同年5月22日に74万3,400円

を戻入した。

(4) 委託料の使途証明を明確にするよう指導監督すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁は、競技力向上事業を協会に委託しており、協会は、平成11年度競技力向上事業補助対象経費並びに単価基準を定め、国体の競技40種目の団体に、委託料のうちから団体種目別強化事業費として9,366万6,000円を支出している。

ところで、団体種目別強化事業費に関する各競技団体からの使途証明書類等について見たところ、使途証明も業者の領収書ではなく個人集合領収書のため、合宿実施の有無及び合宿施設名が確認できない等の適切でない事例が認められた。

イ 講じた措置の概要

(ア) 東京都と財団法人東京都体育協会とのスポーツ振興事業(競技力向上)実施要綱を改正し、委託経費の使途について明確にした。

(イ) 選手強化事業実施要項を新たに制定し、対象経費科目項目表を作成して、基準及び証明書類について、競技団体がどのようなルールで領収書(原則業者の領収書)をとったらよいかを明確にした。

(ウ) 体育協会への指導とともに、各競技団体への説明会も実施し、使途証明書類について指導の徹底を図った。

(5) 物品等の適切な購入を指導すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁は、東京文化会館等文化施設及び体育施設の管理運営等を財団に委託しているが、財団の平成11年度の物品等購入状況について見たところ、タクシークーポン券が平成12年度に繰り越されており、この中には3月に購入したものがすべて繰り越されているものが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月に財団法人東京都生涯学習文化財団に対し、物品等の適切な購入を行うよう指導した。

その結果、平成13年度においては計画的な購入がされており、平成13年度末の数量についても改善された。

〔平成13年度各会計定例監査〕

総 務 局

(1) 公園施設使用料の徴収を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

大島支庁は、協会に対して、都立大島公園内にある大島公園売店の管理を許可し、使用料を徴収しているが、東京都立公園条例施行規則の一部改正に伴い、平成12年4月1日より当該施設の使用料が改正されているにもかかわらず、平成12年度の使用料を旧月額で徴収したことから、3万1,200円が徴収不足となっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年11月14日に調定額を更正し、平成13年12月7日に徴収不足額(3万1,200円)を収入した。

(2) 個人事業税の課税標準の算定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

大島支庁において、個人事業税の課税標準の算定の際、課税対象外である不動産所得に係る青色申告特別控除額を、誤って課税対象である事業所得に加算したことから、課税標準が過大となり、その結果、2万1,400円が課税超過となっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年11月30日に調定額の減額決定を行い、平成13年12月18日に課税超過に係る過誤納金の還付を行った。

(3) 建設廃棄物処理の事務手続きを適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京都建設リサイクルガイドラインによると、工事の積算に当たり、建設副産物の種類、再利用計画等を示したリサイクル計画書を作成し、コンクリート塊等の合計重量が20t以上発生する工事の起工に当たっては、工事設計書にリサイクル計画書を添付することになっているが、平成12年度東京都総合防災訓練に使用した訓練用簡易道路の整地等工事において、510tのアスファルト・コンクリート塊が発生することから、ガイドラインの対象工事となるにもかかわらず、積算時におけるリサイクル計画書の作成がなされていないことは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年1月28日に部内課長会を開催し、東京都リサイクルガイドラインに基づく建設廃棄物処理の事務手続を適切に行うことを、周知徹底した。

大 学 管 理 本 部

(1) 携帯用コンピュータの購入契約に係る予定価格の設定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立科学技術大学は、平成13年3月5日及び同月22日に同機種の携帯用コンピュータの購入契約を締結しているが、1回目の契約単価に対し、2回目は、予定単価を10万2,000円引き上げて設定している。両契約に係る仕様書を見る限り、2回目の契約においては、LAN設定、ドライバインストール等を行うと指示しているが、インストールされた日本語ワープロソフトでは、10万円を超える単価差が生じるとは判断できず、大学は、携帯用コンピュータの購入契約に係る予定価格の設定を適切に行われたい。

イ 講じた措置の概要

予定価格の設定に当たっては、以下の点に留意するよう職員への周知徹底を図った。

- (ア) インターネット等で、市場価格情報を入手し、予定価格設定の参考とすること。
- (イ) 過去の同様な案件の契約金額を参考にすること。
- (ウ) 上記によりがたいときは、口頭での照会も含めて、複数社から下見積を徴すること。

(2) 郵券の購入及び管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立短期大学(昭島校舎)において、郵券の購入及び管理状況について見たところ、平成13年3月15日に購入した郵券は、年度末までの使用量を見込んでいないため、多くのものを翌年度に繰り越している、郵券は、物品出納員から供用者への払出しは適宜適切に行うこととされているが、平成12年度の郵券の購入は、約4箇月分の使用量をまとめて購入し、購入時にすべて払出していることから、供用者が過大に保有することになり、適切でない。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 大学で切手を購入するに当たり、前年度の使用実績等を踏まえ、年間のおおよその切手使用量を見積り、この見積りを踏まえて切手を購入することとした。この結果、平成13年度末の切手残高は、平成12年度末に比べ減少した。

(イ)平成13年10月末をもって、物品管理者が保有する切手のうち必要枚数を除きいったん物品出納員に返納した。その後、前年度の使用実績等を踏まえ、原則として1か月分の使用量の範囲で物品出納員から物品管理者に切手を払出し、その他の分は物品出納員が保管した。

(3) 工事施行に係る起工を一括で行い工事額の節減を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立大学は、蓄電池交換工事契約を2件の契約に分割して締結しているが、当該契約は、工事種別、入札日、契約日及び履行期限がすべて同一なものであり、1件の工事として起工することにより、産業廃棄物運搬費、共通仮設費及び諸経費が軽減され、2件の工事として起工した合計額より31万4,950円の節減となることが認められるため、大学は、工事施行に係る起工を一括で行い工事額の節減を図られたい。

イ 講じた措置の概要

工事施行については、コスト縮減の観点を中心に踏まえ、当該契約案件のように、工事種別、入札日、契約日及び履行期限がすべて同一であるような案件については、1件の工事として起工し、工事額の一層の縮減を図ることとした。

主 税 局

(1) 固定資産税における減免の適用を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 減免地積割合の算出を誤っているもの

豊島都税事務所において、公益法人が設置した寄宿舍に係る土地の固定資産税について、減免地積割合の算出に当たり、誤って減免額を算出したため、平成12年度における固定資産税・都市計画税が95万1,600円課税超過となっている。

(イ) 減免事由が止んでいる期間について減免しているもの

普通公衆浴場の事業の用に供する固定資産については、当該固定資産税の3分の2を減免し、減免の事由が止んだことを確認したときは、当該年度分の税額のうち、その事由が止んだ日までに経過した納期限に係る税額について減免することとしているが、飾都税事務所では、平成12年2月17日に廃業した普通公衆浴場事業の固定資産について、平成12年度課税分の減免を取消したものの、平成11年度課税分のうち納期限が平成12年2月29日(第4期分)に到来しているものについても誤って減免しているため、固定資産税・都市計画税が1万500円課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 本件指摘に対して、豊島都税事務所では、平成13年10月3日付けで減免割合を訂正し、平成14年1月16日付けで還付処理を完了した。

(イ) 本件指摘に対して、飾都税事務所では、平成13年10月25日付けで平成11年度第4期分について減免の取消決定を行い、平成13年12月随時課税処理を行うとともに、平成13年12月10日付けで納入通知書の発付処理を行なった。

(2) 同一画地の認定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

北都税事務所において、固定資産税における土地(宅地)の評価の際に、駐車場用地として一体利用されている二つの土地について、同一画地として合わせて評価すべきであるにもかかわらず、同一画地として認定していないため、固定資産税・都市計画税が、一方の土地においては課税不足となり、もう一方の土地においては課税超過となっている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘に対して、北都税事務所では、一方の土地については、平成14年1月31日付けで価格修正を行い、平成14年2月随時課税処理を行うとともに、平成14年2月8日付けで納入通知書の発付処理を行なった。また、もう一方の土地についても、平成14年3月29日までに価格修正を行い、平成14年4月11日付けで還付処理を完了した。

(3) 固定資産税における土地の評価額の算出を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 適用する路線価の選定を誤って評価額を算出しているもの

世田谷都税事務所では、固定資産税の評価額を算出するに当たり、路線価の選定を誤り、固定資産税・都市計画税が136万700円(平成9年度から平成12年度までについて試算)課税不足となっている。

(イ) 誤った画地補正率で評価額を算出しているもの

世田谷都税事務所では、高圧線下に位置するために利用上の制限を受けている宅地の評価額算出において高圧線下補正率を誤り、評価額を過小に算出していることから、固定資産税・都市計画税が4万6,500円(平成9年度から平成12年度までについて試算)課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 本件指摘に対して、世田谷都税事務所では、平成14年7月31日までに価格修正を行い、平成14年8月随時課税処理を行うとともに、平成14年8月9日付けで納入通知書

の発付処理を完了した。

(イ) 本件指摘に対して、世田谷都税事務所では、平成14年1月31日付けで価格修正を行い、平成14年2月随時課税処理を行うとともに、平成14年2月8日付けで納入通知書の発付処理を行った。

(4) 小規模住宅用地に対する特例措置の適用を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

世田谷都税事務所は、従来小規模住宅用地及び一般住宅用地として認定していた世田谷区瀬田一丁目の土地が平成11年9月に二筆に分筆されたことにより、平成12年度からは、この二筆の土地を同一画地として合算評価しているが、誤って課税したため、固定資産税・都市計画税が4万3,100円(平成12年度について試算)課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘に対して、世田谷都税事務所では、平成13年12月10日付けで価格修正を行い、平成14年2月随時課税処理を行うとともに、平成14年2月8日付けで納入通知書の発付処理を行った。

(5) 自動車税の事務処理手続きを適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

飾都税事務所は、平成11年度における自動車税の納税義務者が平成10年10月22日に死亡し、現所有者が不明の状態であることが判明(平成12.5.12)したことから、平成11年度に課税した自動車税5万1,000円について、課税取消をし、課税保留するための電算入力資料を総合事務所に送付すべきであるにもかかわらず、これを送付せず、平成12年度に不納欠損処分していることは適切でない。

イ 講じた措置の概要

本件指摘に対して、局では、自動車税の課税後に所有者(納税義務者)の死亡を確認した場合の事務処理について、会議、研修、事務指導等の機会を通じて職員への指導を徹底した。また、租税債権の確定、不納欠損処理に当たっては、都税事務所内及び自動車税総合事務所との連携を一層密にするよう、各事務所の関係課に対して指導を行った。

(6) 産業廃棄物に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 港都税事務所では、産業廃棄物の処理委託に当たり受託事業者へ交付すべき管理票の記載に際し、当該産業廃棄物の主たる種類のみを記載しているため、契約では金属くずのほ

か、木くず、廃プラスチック類等が含まれた産業廃棄物の処理を委託しているにもかかわらず、処理の結果として業者から返送された管理票は、金属くずとなっており、委託した木くず、廃プラスチック類等の処理状況が不明となっている。

(イ) 目黒都税事務所が委託契約により行っている産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、産業廃棄物を排出する都度、所が管理票を交付することとしているが、当該産業廃棄物の収集・運搬は毎週1回行われているにもかかわらず、所は産業廃棄物の排出の都度管理票を交付しておらず、月末に1箇月分をまとめて1件として交付しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 本件指摘に対して、港都税事務所では、平成13年12月以降の契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の処分内容を的確に把握するとともに記載洩れのないよう適正な産業廃棄物管理票の発行を行った。

(イ) 本件指摘に対して、目黒都税事務所では、平成13年10月以降の産業廃棄物管理票の交付について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出の都度交付するよう適正な処理に改めた。

(7) 単価契約の事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

目黒、江戸川両都税事務所は、廃棄物の収集・運搬及び処分の委託契約において、運搬及び処分の複数の項目を単価契約の方法により一括して契約を締結しているが、契約単価が予定単価を超えているもの、実処理量が予定数量を超えているにもかかわらず、新たな契約を締結していないものが認められたのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

本件指摘に対して、局では、適切な契約事務処理を職員に対して改めて周知徹底するとともに、目黒、江戸川両都税事務所では、平成14年度の各排出物の単価契約について、東京都契約事務規則に基づき適正な契約を行った。

(8) 一般廃棄物処理の契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

立川都税事務所では、平成12年度の一般廃棄物の処理について、処理すべき廃棄物の種目を可燃物及び不燃物と定め、委託契約を締結しているが、平成13年1月から3月にかけて契約項目にない資源物の処理が行われ、その経費を支出していることは適正でない。

イ 講じた措置の概要

本件指摘を受けて、立川都税事務所では、東京都契約事務規則に基づき、平成13年11月30日付けで新たに廃棄物処理業者と資源物処理の委託契約を締結した。

また、庁舎内職員に対しては、庶務担当係長会を通して、ゴミの分別を厳密に行うようチラシを配付し徹底した。

生活文化局

(1) 廃棄物に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

消費生活総合センターでは、不用品及び文書の廃棄処理委託について、廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と契約を行っているものの、処分許可業者との契約を行っていないのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度の産業廃棄物の収集・処分委託については、法に基づく許可を合わせ持った業者と契約を行い、適正な処理を行った。

(2) 廃棄物処理に係る書類の管理を厳正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、ワープロ18台の廃棄処分に伴う運搬処理委託契約を締結しているが、法により5年間保存が義務づけられている産業廃棄物管理票及び東京都文書管理規則で保存義務が定められている関係書類が、監査日(平成13.10.5)現在において所在不明となっており、廃棄物処理が適正に行われているかの確認ができない状態にある。

イ 講じた措置の概要

所在不明となっている書類については、平成14年3月27日に東京都文書管理規則第55条の文書等の滅失等の規定に準じて処理した。

廃棄物の処理については、平成14年5月21日に環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課の協力を得て、総務部を含めた生活文化局の契約担当者等関係職員を対象に産業廃棄物適正処理研修を実施し、職員の意識向上と事務手続きの適正を図った。

(3) 教員向け情報提供誌「わたしは消費者」の送付方法の改善を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

消費生活総合センターでは、教員向け情報提供誌「わたしは消費者」を作成し、公共機関等に配布しているが、その配布に当たって、同一の学校の校長及び消費者問題を担当する教員それぞれ別々に封入し郵送しているが、両者あての同情報誌を同封して郵送すれば、郵送料31万余円（監査事務局試算）の経費削減が可能になる。

イ 講じた措置の概要

平成14年度から校長用はインターネットのホームページによる情報提供に変更した。

(4) 物品管理事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

- (ア)文化振興部は、平成7年度に制作し、都立公園等に設置した彫刻作品について、備品として受入れ手続をしていない。
- (イ)都民協働部（旧国際部及び旧女性青少年部）は、平成12年度に購入した備品85点について受入れ手続をしていない。
- (ウ)消費生活総合センターでは、不用品への区分換え手続等を行っていないため、既に廃棄されている屈折計ほか412点が、財務会計システムのデータファイルに過大に登録されている。
- (エ)総務部ほか3部では、平成12年度に受け入れた都の所有に属しない借用動産について、データファイルへの登録が漏れている。また、既に返却されているにもかかわらず過大に登録されている。

イ 講じた措置の概要

(ア)及び(イ)については、平成13年10月に、財務会計システムのデータファイルに登録した。

(ウ)については、平成13年11月に、財務会計システムのデータファイルの修正（削除）を行った。

(エ)については、平成14年4月に、財務会計システムのデータファイルへの登録及び修正（削除）を行った。

また、物品監理については、平成14年3月26日に出納長室会計企画課の協力を得て、総務部を含めた生活文化局の物品管理担当職員を対象に物品管理事務の勉強会を実施し、事務の適正処理に対する職員の意識向上と事務処理能力の向上を図った。

都 市 計 画 局

(1) 積算基準の作成・決定に当たり経費の節減及び事務の効率化を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

設計基準のうち、積算に関する基準について都市計画局ほか8局では、建設局が決定した積算基準をそのまま局基準として採用・決定し、表紙及び奥付のみを自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局と同一業者と特命随意契約により締結しており、割高な金額で契約が締結されている。

しかし、都市計画局ほか8局が建設局基準を用いるのであれば、積算基準の印刷に当たっては建設局による一括印刷方式、決定においては建設局基準を準用するなどの方法により、経費の節減及び事務の効率化を図ることが可能となるものと思われることから、積算基準の作成・決定に当たって建設局との協議を行うなど経費の節減及び事務の効率化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

建設局の印刷時期に合わせ、同局の印刷出版承認を得たうえで、関係9局が同一仕様で同一業者に発注することとした。

環 境 局

(1) 廃棄物の処理について

ア 監査結果の内容(要約)

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを促進し循環型社会を実現するためには、都も廃棄物の排出事業者の一人として、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があるが、不適切な事例が29局中14局において認められた。

都は、環境行政を積極的に推進する立場でありながら、都自体が廃棄物の排出業者としての責任を十分に果たしているとはいえない状況となっている。各局は、このような都の立場を十分に認識し、廃棄物の処理について、適切な対応を図られるよう努められたい。

イ 講じた措置の概要

廃棄物対策の所管局として、今後このようなことがないよう、平成13年11月27日、局内課長会を開催し、法規制に従った適正な委託を行うよう周知徹底した。

全庁的にも取扱いを徹底するため、平成13年11月8日付け13環廃産第428号により各局総務担当部長あてに、委託契約の適正化を依頼した。また、平成14年3月8日に、各局契約事務担当者を対象に産業廃棄物適正処理庁内講習会を開催し、周知を図った。

(2) 積算基準の作成・決定に当たり経費の節減及び事務の効率化を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

設計基準のうち、積算に関する基準について環境局ほか8局では、建設局が決定した積算基準をそのまま局基準として採用・決定し、表紙及び奥付のみを自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局と同一業者と特命随意契約により締結しており、割高な金額で契約が締結されている。

しかし、環境局ほか8局が建設局基準を用いるのであれば、積算基準の印刷に当たっては建設局による一括印刷方式、決定においては建設局基準を準用するなどの方法により、経費の節減及び事務の効率化を図ることが可能となるものと思われることから、積算基準の作成・決定に当たって建設局との協議を行うなど経費の節減及び事務の効率化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

建設局の印刷時期に合わせ、同局の印刷出版承認を得たうえで、関係9局が同一仕様で同一業者に発注することとした。

(3) 収納金にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部において、収納金の事務処理について見たところ、各月に現金を収納しているが、金銭出納員が現金を受領した際、収納金日報を作成せず歳入徴収者に報告をしていないこと、収納金の取りまとめた金額が1万円を超えても、金融機関にその納付をしていないこと、各月分の歳入金額について、翌月に財務会計システムへの登録を行わず、5月から翌年の3月までを一括して、3月末に登録していることなど、適正を欠く事務処理が認められた。

イ 講じた措置の概要

平成13年度から収納金にかかわる事務処理については、東京都会計事務規則に基づき、収納金日報を作成し歳入徴収者に報告すること、収納金は留め置かず即日(即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日)金融機関に払い込むこと、歳入の金額が確定したときは、直ちに調定するとともに、調定額の通知については、月の初日から末日までの間の調定を取りまとめ、翌月の5日までにすることとした。

(4) 行政財産使用許可に伴う下水道料金の請求を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

廃棄物埋立管理事務所は、環境局中防庁舎の一部を食堂・売店の営業を目的としてAに行政財産使用許可をしているが、電気、ガス、下水道料金については徴収しているものの、下

水道料金相当額の請求を行っていないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成12年度(平成12年4月～平成13年3月)の下水道料金の請求不足額34万2,991円及び平成13年度分(平成13年4月～9月)24万4,605円について、平成13年12月21日に歳入調定を行い、平成14年1月29日に全額を徴収した。

(5) 行政財産の使用許可にかかわる光熱水費の請求を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

廃棄物管理事務所は、河川清掃業務について、公社との委託契約に伴い、潮見分室及び厩橋分室について公社に行政財産の使用許可をし、付帯する光熱水費については、協定により、両分室に常駐する所と公社職員の人数割合によって算定した額をそれぞれが負担しているが、平成12年度からは、両分室の常駐職員は全て公社職員となっていることから、両分室にかかわる光熱水費は公社が全額負担すべきものであるため、26万4,413円の請求不足となっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年度(平成12年4月～平成13年3月)の光熱水費の請求不足額26万4,413円及び平成13年度(平成13年4月～12月)の光熱水費477万2,933円について、平成14年1月25日に歳入調定を行い、平成12年度分は同年2月15日に、平成13年度分は同月28日までに全額を徴収した。

(6) 産業廃棄物の処分にかかわる委託契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

環境科学研究所は、産業廃棄物の収集・運搬及び処分における委託契約において、産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、また、処分については、産業廃棄物処分許可業者にそれぞれ委託しなければならないとされているにもかかわらず、運搬許可業者ではあるが処分許可業者でない業者に対して、処分まで含めて契約を行っており適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度の産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る委託契約は、平成13年11月に解約した。これ以後に締結する委託契約においては、収集・運搬と処分に分け、それぞれの業の許可を受けている業者に委託するよう周知の徹底を図った。

なお、収集・運搬と処分を同一の業者に委託する場合には、両方の許可を有している業者

に委託することとしている。

(7) 予算の配当申請及び契約代金の支払を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、15件のリース契約において、そのリース料の支払については、物品を使用した月の翌月に支払うこととしているが、歳出予算は、配当があった後でなければ、支出負担行為をすることができないとされているにもかかわらず、部は、契約日である4月1日に予算の配当を受けないまま当該契約を締結し、また、予算の配当申請が遅延したことから、4月分から7月分までのリース料を、8月になってまとめて支払っており適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度からは、配当計画の策定に当たり、年間継続(分割)支払とする使用料及び賃借料について、年間支出予定額の総額を第1四半期に計上し、年度当初に配当を受け、各月の支払も遅延なく行っている。

(8) 中央防波堤排水処理場等運転保守管理委託に係る契約変更を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

廃棄物対策部では、中央防波堤排水処理場等運転保守管理業務として、運転管理に必要な水質管理(水質調査を含む。)及び施設の補修などの保守管理に関する業務を委託契約により行っているが、平成12年度の業務状況において、処理場の3施設のうち、第2処理場は、平成13年1月から同年3月までの3箇月間、また、第1処理場については、平成13年3月の1箇月間運転休止しており、この期間には、当該施設での水質調査が行われていないにもかかわらず、部は、この水質調査業務の休止に伴う契約変更を行っておらず適切でない。

イ 講じた措置の概要

廃水処理場の運転休止がある場合に、契約金額の減額措置を講じることとし、平成14年度契約から、契約書に添付する内訳書に、廃水処理場ごとに月別の運転日誌に応じた委託金額を明示し、日単位での清算が可能となるよう改善した。

(9) 契約方法を見直し適切な事務処理に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

移管事業調整室は、千代田合同庁舎の警備業務について、特命による委託契約を締結しているが、当該業務は、通常の警備業務であって他の業者でも行うことが可能であり、当該契約における特命理由として挙げている理由では、同社を特命する理由は見いだせず適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年度の契約では、平成14年3月19日に5社の指名競争入札を行い、委託業者を選定した。

(10) 物品の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

環境評価部は、平成13年1月25日に微小粒子状物質質量濃度自動測定記録計2台の購入契約を締結しているが、監査日(平成13.10.3)現在、財務会計システムのデータファイルに登録していないこと、データファイルへの登録がされているものの、登録金額が消費税を除いた金額となっているものがあることなど適正を欠くものが認められた。

イ 講じた措置の概要

未登録の物品及び登録金額が不適正な物品について、平成13年10月15日に財務会計システムのデータファイルに登録し、又はデータファイルを修正した。

また、部内の担当者に対し、物品管理事務の進行管理を適正に行うよう周知の徹底を図った。

福 祉 局

(1) 行政財産の使用許可に伴う光熱水費の徴収を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

板橋ナーシングホームは、職員団体に対して行政財産の使用許可をしているが、行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならないにもかかわらず、職員団体から事務機器等について電気料金の徴収を行っていないことは適正でない。

イ 講じた措置の概要

未徴収となっていた電気料4万8,958円(平成9年1月~平成14年2月)について、平成14年3月28日に請求をし、同年4月3日に納入された。

なお、平成14年3月1日に、使用量を正確に把握するため、職員団体事務所専用の子メーターを設置した。

(2) 業務委託契約に係る事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

業務委託契約における仕様書の作成に当たっては、「所要人員の指定」をしないこととし、契約書に添付する内訳書等には、人数及び1人当たりの単価を表示しないこととされているが、心身障害者福祉センターにおける廃棄物処理委託契約に係る契約書等について見たところ、センターは、廃棄物の解体費、作業費について、人数、1人当たりの単価が表示された請書をそのまま徴しており適切でない。

イ 講じた措置の概要

昭和52年3月5日付け51財経庶第1201号「財務局経理部長通知」に基づき適切な処理を行うよう周知徹底を図った。

(3) 事業系ごみ有料シールの購入を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

児童相談センターは、事業活動に伴う一般廃棄物の処理に当たって、事業系ごみ有料シールを購入し、排出するごみに貼付しているが、年度末の3月中に、使用量を適切に見込まないまま2回購入し、そのほとんどを翌年度に繰り越していることは適切でない。

イ 講じた措置の概要

ごみ有料シールの購入に際しては、使用予定枚数の見込みを前年度の実績等を勘案し、必要最小限の購入に留め、予算執行の適正化に努めることとした。

(4) 給食調理業務委託にかかわる契約目途額算定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

障害福祉部は、生活実習所及び福祉作業所の給食調理業務の委託契約(11案件)を指名競争入札により行っているが、11箇所すべてについて、平成9年度から平成11年度までの最高額の契約額をもって平成12年度の契約目途額としているため、各所の契約目途額が、年間予定食数などに応じた設定となっておらず、また、生活実習所における1食当たりの契約目途額の単価については、最大で2倍以上の差が生じる結果となっている。

契約目途額は、調理方法及び調理食数などに基づき算定すべきものであり、単に過去の実績額のみをもって算定するのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年度の生活実習所及び福祉作業所11箇所の給食調理業務委託においては、各所の実態を調査した上で、当該業務に必要な人員を一律3人とし、この人員に要する総人件費を基本に前年度契約実績を考慮して契約目途額を算定し、契約を締結した。

(5) 郵券の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

子ども家庭部における80円切手の受払状況について見たところ、物品出納員の払出数と物品管理者の受入数に相違のあることが各課においてたびたび見受けられたため、現品の実査をしたところ、育成課及び子育て推進課においては、受払簿の現在高と物品管理者の保有数量が相違していることが認められるなど、郵券の管理に適正を欠くものとなっている。

イ 講じた措置の概要

物品出納員の払出数と物品管理者の受入数を記録する物品請求書兼物品受入・払出通知書により、毎回、双方での確認を行うことを徹底し、再発の防止に努めることとした。

また、現品の保有数量については、照合の回数を増やして、適正な管理を行うよう指導の徹底を図った。

(6) 産業廃棄物の保管場所及び掲示板の設置を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業者は、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障のないようこれを保管するとともに、保管に当たっては、見やすい場所に保管場所である旨等を表示した掲示板を設けることとされているが、東村山ナーシングホームは、特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)を専用容器によって保管しているが、保管場所は汚物処理室など利用者、家族等が容易に立ち入ることができる所となっており、生活環境の保全上好ましくないこと、東村山老人ホーム及び多摩老人医療センターは、保管場所にその旨を表示した掲示板を設置していないことなど、保管場所の設置及び表示に適切を欠くものが認められた。

イ 講じた措置の概要

東村山ナーシングホームでは、平成13年12月より、専用容器を汚物処理室の奥に移し、感染性廃棄物保管場所の旨掲示するとともに、汚物処理室のドアについては、使用しない場合は常に閉じて、利用者・家族の目に触れないよう徹底している。

東村山老人ホーム及び多摩老人医療センターでは、各々、平成13年11月22日に、産業廃棄物の保管場所に「産業廃棄物保管施設」である旨の掲示板を設置し、平成14年1月31日に、特別管理産業廃棄物の保管場所に「特別管理産業廃棄物保管施設」である旨の掲示板を設置した。

(7) 研究用試薬の廃棄委託に係る契約を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

老人医療センターは、研究施設の一部廃止に伴い不用となった研究用試薬の運搬及び廃棄処理委託契約において、廃棄物の一部に容器のラベルがはがれ落ちたこと等によって品名を不明とするものが含まれているにもかかわらず、その処分費についても品名等が不明のまま算定しているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則によると、委託契約書には、当該廃棄物の種類、性状、取り扱う際の注意事項等、適正な処理のために必要な情報を記載することとされていることから、成分の特定できない試薬を不明としたまま委託契約していることは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年5月に、所内において係長会を開催し、検査試薬のみならず廃棄物処理全般について、関係法令に基づき適正な処理を図るよう周知徹底を図った。

(8) 介護支援専門員実務研修に係る研修費用の受益負担を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、介護支援専門員実務研修を委託契約により実施しており、実務研修受講試験は、受験者の個人負担となっているのに対し、実務研修については、資料代等を除き上記委託料により負担しているが、これらは個人が介護支援専門員としての資格を取得するために必要なものであることから、その費用については、資格を取得しようとする者が負担すべきものであり、実務研修受講試験と同様に実務研修についても受益者の負担とすべきである。

イ 講じた措置の概要

本年度より、実務研修受講試験と同様に「実務研修」にかかる研修費用についても、受益者負担を図ることとした。

「実務研修」については、「平成14年度東京都介護支援専門員実務研修受講試験『受験要項』」中に、受講者に対し研修にかかる経費を負担していただく旨を、明記したところである。

なお、受講料の額については、適正な受益者負担を設定し、試験合格発表時(12月上旬予定)に受講者に対し、額を通知することが決定している。

健康局(衛生局)

(1) 産業廃棄物に係る委託契約の適正な履行に当たり業者指導に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

衛生研究所は、所内で発生した廃液等の収集・運搬及び処理に関する委託契約をAと締結

しているが、Aから提出された産業廃棄物管理票の収集運搬業者の欄には、Bの名称が記載されていることが確認されたことについて調査したところ、Aは、研究所の承諾を受けることなく、収集・運搬業務をBに再委託していることが認められ適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度以降締結する産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る契約については、再委託を未然に防止するため、収集運搬業、処分業それぞれの許可を受けた業者と別々の契約とするか、両方の許可を受けた業者と契約している。

また、受託者から提出される産業廃棄物管理票により、契約の履行状況を適切に管理している。

(2) 指名競争入札参加者の指名を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

府中療育センターが締結している可燃物の処理委託契約及び産業廃棄物収集・運搬委託契約については、その発注予定価格からしてC等級に属する者のうちから入札参加者を指名すべきところ、センターの所在する市にはC等級の業者が少ないことなどを理由として、すべてC等級以外の者を指名しているが、中小企業を育成する指名基準の趣旨から、指名競争入札参加者についてその地域を広げるなどし、指名を適正に行われたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年度の可燃物の処理委託契約及び残飯処理委託契約に係る入札指名業者については、市内の処理業許可業者(34者)のうち、東京都物品買入れ等指名競争入札参加有資格者(16者)は全てがB等級以上であるため、直近上位のB等級の業者5者を指名した。

また、産業廃棄物収集・運搬委託契約に係る入札指名業者については、指名業者の選定対象地域を都内全域に広げ、C等級3者、B等級2者を指名した。

(3) 委託契約を適切な時期に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、毎年度、「職員のB型肝炎予防対策実施要綱」に基づき、感染のおそれのある職員に対するB型肝炎定期検診事業を委託契約により実施しているが、例年、委託契約を年度当初に締結し、年間スケジュールの中で検診を行っていたものを、平成12年度は委託契約の手続が遅延したことから、受診期間が平成12年12月から平成13年3月末までの4箇月間となり、平成12年度の当該定期検診の受診率が、例年に比べ大幅に低下している。

イ 講じた措置の概要

平成13年度のB型肝炎定期検診事業については、平成13年7月に委託契約を締結し、実施した。受診率は、79.0%と前2年度の水準を上回った。

次年度以降は、早期に契約を締結するよう周知徹底を図った。

(4) 産業廃棄物等の保管及び掲示板の設置を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障がないようこれを保管するとともに、保管に当たっては、見やすい場所に保管場所である旨等を表示した掲示板を設けることとされているが、町田保健所は、特別管理産業廃棄物について専用容器による保管が適切でなく、また、保管場所にその旨を表示した掲示板を設置していないこと、府中療育センター及び北療育医療センターは、保管場所にその旨を表示した掲示板を設置していないことなど、保管及び掲示板の設置に適切を欠くものが認められた。

イ 講じた措置の概要

(ア) 町田保健所は、特別管理産業廃棄物の専用容器(MDボックス)の保管のため、診察室内に保管用ロッカーを設置し、使用時以外は常にロッカー内に収納し、施錠することとした。

ロッカーには、管理責任者名、連絡先及び特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)の保管場所である旨等を表示した。

(イ) 府中療育センター及び北療育医療センターは、保管場所に、管理責任者名、連絡先及び特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)の保管場所である旨等を表示した。

病院経営本部(衛生局)

(1) 診療報酬請求額の確定に係るチェック体制の整備を図り、費用の算出を適正に行うよう指導すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

荏原病院において、材料価格基準で都道府県における購入価格によるとされている特定保険医療材料について、実際に購入した価格により算定すべきところを旧購入価格で算定したことにより、4万8,300円の請求漏れが認められた。

病院事業部は、診療報酬請求額を確定する際に特定保険医療材料について材料の購入担当と診療報酬請求の担当との連携を確実にするなどチェック体制の整備を図り、療養に要する

費用の額の算定を適正に行うよう指導されたい。

イ 講じた措置の概要

過少請求のレセプトを東京都国民健康保険団体連合会から返戻し、平成14年1月10日に再請求を行った。

平成13年11月1日から「特定治療材料使用確認票兼登録処理票」を作成し、診療報酬請求担当（医事課）と材料購入担当（庶務課）との購入金額の確認を確実に行ったうえで請求している。

病院経営本部では、特定保険医療材料のうち、保険医療機関の購入価格によるものについては、医事部門と用度部門の連絡体制について不備はないか、購入価格に誤りはないかを各病院に対し指導するとともに、平成14年3月に作成配布した「医事業務マニュアル」に、診療報酬請求の際に、納品書等の資料により確認した後、その額で入力するように掲載し、周知徹底しているところである。

(2) 契約違約金を請求すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

神経病院は、感染性廃棄物特別管理廃棄物処分委託をAと単価契約により締結しているが、Aの焼却炉が平成13年2月18日に故障し、その後の廃棄物中間処理ができなかったことから、病院は、新たに別の業者と感染性廃棄物特別管理廃棄物処分委託の契約を締結している。しかし、病院は、Aが焼却炉の故障により、本件委託業務の履行を見込めないにもかかわらず、契約の解除手続を行っておらず、また、契約違約金を請求していないのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

契約条項第16条第3項に基づき、平成13年12月20日付けでAあてに違約金6万1,723円を請求、平成14年1月9日に入金を確認した。

(3) 契約事務手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

(ア) 豊島病院は、空調機フィルター交換について複数単価契約により締結しているが、空調機の各種フィルターの交換数量は合計1,190枚と確定していることから、総価による競争入札で契約すべきである。

(イ) 各病院では、「指名競争入札等業者選定委員会の設置について」に基づき、委員会の設置要綱を定め、指名競争入札にかける契約案件について審議を行い、指名業者の選定を行うこととしているが、委員会に付議すべき契約案件について見たところ、広尾病院では1

5件中9件が、母子保健院では5件すべてが付議されていない。

(ウ) 契約金額が150万円未満のものは、請書その他これに準ずる書面を徴することで契約書の作成を省略できるとされているが、広尾病院及び豊島病院は、修繕及び工事契約の締結において、両契約とも契約金額が150万円を超えているにもかかわらず、契約書を作成せず請書を徴している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成13年度の空調機フィルター交換の契約については、総価による指名競争入札で契約を締結(契約年月日:平成13年12月19日、支出額630万8,284円)した。

(イ) 本指摘以後、委員会に付議すべき案件については、すべて委員会を開催して業者選定を行い、公正な競争性を確保した契約事務を行っている。

(ウ) 平成13年度からは、修繕及び工事契約において、契約金額が150万円を超える契約については、東京都契約事務規則に則り、契約書を作成し実施している。

(4) 経費の支払を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

荏原病院は、病院設備運転保守管理委託契約により、設備運転、日常点検及び特別点検の項目に区分した仕様を定めて各月毎に履行された部分について経費を支払っているが、当初平成12年7月に実施する予定であった受水槽、高置水槽及び中水受水槽等の点検を平成12年12月及び平成13年1月に変更し、実施しているにもかかわらず、業務の履行内容について精査確認を行わず、実施日程を変更した定期点検部分を含めて平成12年7月実施分として平成12年8月14日に支払っているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年9月から業務計画に変更があった場合には、委託業者及び病院との間で文書を取り交わし、変更内容を確認するとともに、完了届への点検結果報告の添付及び履行確認を適切に行うよう徹底を図った。

(5) 適正な科目で支出すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

墨東病院は、平成13年3月に院内18箇所の誘導サイン等の改修工事を行っており、病棟1階スタンドサインが新設されているが、このスタンドサインは工事により新たに取得した備品であることから、支出は衛生局が定める「病院事業における修繕料支弁基準」により資本的支出の備品購入費とすべきであるにもかかわらず、収益的支出の修繕料としているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

修繕料から器械及備品への振替を平成14年2月28日付けで行った。

産 業 労 働 局

(1) 積算基準の作成・決定に当たり経費の節減及び事務の効率化を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

設計基準のうち、積算に関する基準について産業労働局ほか8局では、建設局が決定した積算基準をそのまま局基準として採用・決定し、表紙及び奥付のみを自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局と同一業者と特命随意契約により締結しており、割高な金額で契約が締結されている。

しかし、産業労働局ほか8局が建設局基準を用いるのであれば、積算基準の印刷に当たっては建設局による一括印刷方式、決定においては建設局基準を準用するなどの方法により、経費の節減及び事務の効率化を図ることが可能となるものと思われることから、積算基準の作成・決定に当たって建設局との協議を行うなど経費の節減及び事務の効率化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

建設局の印刷時期にあわせ、同局の印刷出版承認を得たうえで、関係9局が同一仕様で同一業者に発注することとした。

(2) 産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 農業試験場が、廃プラスチック及び廃鉄パイプ等の産業廃棄物の処理委託契約を締結した業者は、産業廃棄物の収集運搬業のみの許可しか受けておらず、これに収集・運搬及び処分を合わせて委託しているのは適切でない。

(イ) 板橋技術専門校では、産業廃棄物の収集・運搬及び処分の委託を行っているが、金属くずについて処分業の許可を受けていない受託業者にこれを含めて処分を委託している。

(ウ) 職業能力開発研修所では、産業廃棄物等の処理委託を行っているが、契約先が産業廃棄物の収集・運搬業及び処分業の許可を受けているか許可証により確認せずに委託し、この結果、処分業の許可を受けていない者に処分も合わせて委託することとなっている。

また、監査日(平成13.11.1)現在、産業廃棄物管理票の所在が不明のため、その処理状況が確認できないものとなっている。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 平成14年度の契約に当たっては、産業廃棄物(廃プラスチック類)の収集・処分委託について、法に基づく許可を受けた者とそれぞれ契約を行い、適正な処理を行った。
- (イ) 平成14年度産業廃棄物の運搬・処理委託契約に際しては、廃棄物の分類を行い、業者の事業範囲を「産業廃棄物処分業許可証」で確認し、産業廃棄物処理可能な業者を選定し契約締結を行い、適正な処理を行った。
- (ウ) 平成14年度の契約に当たっては、契約先が、産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を受けていることを、それぞれ許可証により確認した。また、産業廃棄物管理票により処理状況を確認している。

(3) 土地の賃借契約事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

農林水産部は、東京都奥多摩都民の森における都有地以外の土地に係る土地所有者との賃借契約更新のため、平成12年4月10日に財務局財産運用部に土地の評価を依頼し、これに対する回答を同年5月25日に受け、平成13年1月25日に、契約更新を行っているが、更新前の契約期間は平成12年3月31日までとなっており、満了時期が明らかであるにもかかわらず評価依頼を平成12年4月に行っていること、さらにその回答があった後、長期間を経過して契約更新を行っており適切でない。

イ 講じた措置の概要

今後更新時期を迎える賃借契約について手続きの漏れや遅滞を防止するため、賃借物件の一覧表を作成した。

指摘案件については、平成15年3月31日をもって3年間の賃借契約が満了する。次回の更新は平成15年4月1日からとなるので、平成14年10月から11月中に財務局に土地の評価依頼を行い、回答を受けたら遅滞なく賃借契約の更新を行う。

(4) 委託料の額の確定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

農林水産部は、苗木生産供給事業を財団に委託しており、契約期間が満了したときは、栽培管理費及び掘取運搬費について精算書が添付された実績報告書の提出を受け、委託料の額の確定及び精算を行うとしているが、栽培管理費と掘取運搬費について、実績報告書に記載の額と添付された精算書の集計額との間に多額の差異が認められた。その後、当該差異は精算書の添付もれであることが確認されたが、精算書の添付がなく、実績報告書に記載された額の確認を行わないまま委託料の額を確定し、精算しているのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

事業終了時に提出される実績報告書の審査に当たっては、精算書と突合することはもとより、必要に応じて実施する現地調査を行い、適正に事業を執行していく。

(5) 物品管理事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

- (ア) 商工部は、産業貿易センターの管理運営委託等及び建物維持管理を委託契約により行っているが、平成12年度において、購入した物品については平成13年4月4日付けで物品購入報告書を、また物品使用不適報告書については平成13年4月2日付けで受託者から報告を受けているにもかかわらず、これらについて、監査日(平成13.11.5)現在、財務会計システムのデータファイルへ登録しておらず、また、工事により取得した案内看板についても、監査日現在、財務会計システムのデータファイルへ登録していない。
- (イ) 亀戸労政事務所では、平成12年6月22日付けで廃棄処分した物品が、監査日(平成13.11.1)現在、財務会計システムのデータファイルに登録されたままとなっている。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 平成14年1月31日から同年3月29日までの間に、財務会計システムのデータファイルに登録した。
- (イ) 平成13年11月2日及び同年11月5日に、財務会計システムのデータファイルの修正(削除)を行った。

中央卸売市場

(1) 清掃に伴う廃棄物に係る契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

築地市場は、汚水大溜樹スクリーン槽の清掃及びごみパケット・溜まり室内の汚泥の搬出処分委託において、当該廃棄物には発泡スチロールくず等の廃プラスチック類が混入しているが、管理部及び場は、清掃に伴う廃棄物の内容を十分に確認することなく、廃プラスチック類の収集・運搬及び処分の許可を受けていない業者に、廃プラスチック類の収集・搬出及び処分を委託しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年度委託仕様書において、廃棄物の種類を廃プラスチックとし、廃棄物の収集・

運搬の許可書の提示及びその写しを契約書に添付するよう明記した。

よって、平成14年度契約においては、廃プラスチックの収集・運搬許可業者と契約した。

廃棄物の処分については、平成14年度委託範囲を指定処分業者までの収集・運搬までとし、処分については別途契約の処分許可業者（指定処分業者）に委託している。

住 宅 局

（1）積算基準の作成・決定に当たり経費の節減及び事務の効率化を検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

設計基準のうち、積算に関する基準について住宅局ほか8局では、建設局が決定した積算基準をそのまま局基準として採用・決定し、表紙及び奥付のみを自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局と同一業者と特命随意契約により締結しており、割高な金額で契約が締結されている。

しかし、住宅局ほか8局が建設局基準を用いるのであれば、積算基準の印刷に当たっては建設局による一括印刷方式、決定においては建設局基準を準用するなどの方法により、経費の節減及び事務の効率化を図ることが可能となるものと思われることから、積算基準の作成・決定に当たって建設局との協議を行うなど経費の節減及び事務の効率化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

建設局の印刷時期に合わせ、同局の印刷出版承認を得たうえで、関係9局が同一仕様で同一業者に発注することとした。

（2）歳入調定を速やかに行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

南部住宅建設事務所は、都営住宅の建設のため公団から譲渡を受けた旧飛行機工場の跡地について、事務所が公団に代わって危険物等埋設物調査を行い、調査終了後、経費の受入れを行うこととしているが、調査が7回に分割され、その都度経費が確定していたにもかかわらず、事務費等の経費確定作業を最終の調査が完了（平成12年3月31日）した後の平成12年4月に行ったため、相当日数を経過した平成13年1月18日に公団からの経費受入れの歳入調定を行っていることは適切でない。

イ 講じた措置の概要

監査指摘内容を踏まえ、工事内容及び負担金額並びに歳入調定時期等を事前に相手方と十分な調整を図り、決定することとした。

なお、これらの事項について、定例会議などを通じ、関係職員に周知した。

建設局

(1) 電線共同溝の建設に伴う事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

第二建設事務所は、中原街道大田区雪谷大塚町地内の「上り車線」における共同溝の整備を平成12年度に行っているが、本件「上り車線」に先行して行った「下り車線」工事の路線指定と誤認していたため、所では、工事完了後の平成13年8月に路線指定についての処理を行い、路線指定されたのは、工事完了から6か月以上を経過した平成13年10月17日であり、監査日(平成13.11.2)現在、いまだ共同溝整備計画の策定もなされておらず、したがって、建設負担金についても請求をし得ない状況になっており適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年1月16日付けで電線共同溝整備計画を策定の上、同年1月18日付けで東京電力株式会社ほか4社に対し、建設負担金189万3,049円の請求を行い、平成14年2月15日及び同年6月28日に徴収した。

(2) 道路占用料にかかわる事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

占用料の調定を適切に行うべきもの

第七建設事務所は、平成9年7月1日から平成14年3月31日まで、道路上に設置された看板について、その占用許可を行っているが、平成11年度16万1,600円及び平成12年度19万8,399円の占用料の調定を行っていないのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

Bの看板に対する道路占用料として平成12年度分13万2,666円の調定を行い、平成13年11月30日に徴収した。

また、Aの看板に対する道路占用料については、平成11年度分16万1,600円及び平成12年度分6万6,133円の調定を行い、平成13年12月26日に徴収した。

(3) 占用料の還付処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

第三建設事務所は、占有者から平成12年3月に看板の占用廃止届が提出されているにも

かかわらず、平成12年4月に平成12年度分の占用料の調定を行い、同年5月1日に収納したため、占用者からの廃止届に関する申出に基づき、平成13年5月11日付けで減額調定を行い、収納金の還付処理を行っているが、同還付金に対しては、収納日から還付日までの日数に応じた過誤納還付加算金を付する処理をしないまま、還付しているのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年3月29日付け13三建管第408号「道路占用料過誤納金の還付に伴う還付加算金の支払について」により、還付加算金5,700円(地方税法附則第3条の2第3項の適用により算出)の支払手続を行い、同年4月24日に支払った。

今後、平成14年度以後の道路占用料の徴収に際しては、占用者の廃止、変更確認を徹底させるとともに、還付処理が発生した場合は還付加算金の支払手続を適正に処理するよう、口頭により所内関係部署に周知徹底した。

(4) リサイクル計画書の作成・提出を仕様書に適切に明示すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

建設局は、基本設計・詳細設計・積算及び施工の各段階において、副産物の処理方法を取りまとめた「リサイクル計画書」を作成することとし、受託者に対し計画書の作成・提出を義務付ける旨を、設計委託標準仕様書又は特記仕様書に明示することとしているが、第一区画整理事務所が契約締結している瑞江駅南部地区道路詳細設計及び北多摩南部建設事務所が契約締結している多摩水道橋護岸詳細設計では、建設副産物の発生が見込まれているにもかかわらず、双方の所が計画書の作成・提出について特記仕様書に明示していなかったことから、受託者から同計画書の作成・提出を得ておらず適切でない。

イ 講じた措置の概要

設計委託標準仕様書(平成10年5月改訂版)に明記した「リサイクル計画書」の作成に関する定めに従い、当該計画書を提出するよう指導の徹底を図るとともに、次のような是正を講じた。

(ア)平成12年度瑞江駅南部地区道路詳細設計委託については、受託者に「リサイクル計画書」を提出させた。

(イ)平成13年度後半の設計委託について、特記仕様書に「リサイクル計画書」の提出を明記し、成果品とともに提出させた。

(多摩都市整備本部)

(5) 行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

行政財産の使用料は、使用許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収することとされているが、管理部では、行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収について、特別の理由があると認めるときに該当しないにもかかわらず、使用料の納付すべき期限を、使用開始後に設定し、使用開始後に納付させているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年11月19日の管理部関係課長会において、行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収事務の適正化についての周知の徹底を図った。

これを踏まえ、平成13年11月22日付け13多管総第707号「行政財産(建物)の使用許可及び使用料の減額について(継続)」により、行政財産の使用許可(期間:平成13.12.1~平成14.3.31)をし、これに伴う使用料の調定を同日付けで行い、平成13年11月27日に使用料45万2,364円を徴収した。

(6) 分割で納付された土地売却代金の充当処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

管理部は、土地区画整理事業保留地予定地について土地売買契約を締結し、この契約代金の支払において延納申請を受けたため、土地売却代金の一部について延納を承認している。その延納代金が2回に分けて納付されたことから、その都度、全額を元本に充当し、入金日までの延納利息を確定し債務者に請求しているが、民法の規定によれば、債務者が元本のほか利息も支払うべき場合において、その債務の全部を消滅させるに足りない場合は、元本より利息を先に充当できることとなっており、部が、分割納付された代金を延納利息に充当せず、全額を元本に充当した処理は適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年1月29日に管理関係課長会を開催し、今後の対策として、本件と同様の事案が発生した場合は、民法の規定に従い、元本より利息を先に充当させることを周知徹底した。その結果、監査後、同様の事案は発生していない。

港 湾 局

(1) 積算基準の作成・決定に当たり経費の節減及び事務の効率化を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

設計基準のうち、積算に関する基準について港湾局ほか8局では、建設局が決定した積算基準をそのまま局基準として採用・決定し、表紙及び奥付のみを自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局と同一業者と特命随意契約により締結しており、割高な金額で契約が締結されている。

しかし、港湾局ほか8局が建設局基準を用いるのであれば、積算基準の印刷に当たっては建設局による一括印刷方式、決定においては建設局基準を準用するなどの方法により、経費の節減及び事務の効率化を図ることが可能となるものと思われることから、積算基準の作成・決定に当たって建設局との協議を行うなど経費の節減及び事務の効率化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

建設局の印刷時期に合わせ、同局の印刷出版承認を得たうえで、関係9局が同一仕様で同一業者に発注することとした。

(2) 歳入の調定を速やかに行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京港沖合埋立整備事務所では、羽田沖覆砂汚濁防止膜復旧工事契約業者が倒産したため、契約を解除しているが、所は、契約違約金572万2,500円が確定した時点(平成12.10.11)で直ちに調定を行うべきであったにもかかわらず、大幅に遅延した平成13年8月28日に調定しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

今後は、東京都会計事務規則を遵守し、契約違約金の額が確定した時点で調定の事務処理を行うこととした。

契約違約金については、破産法による配当を受けるため、「債権届出書」を平成12年10月18日付けで東京地方裁判所に提出した。その後、平成14年2月18日付け「最後配当の実施及び配当額の御通知」が破産管財人からあり、直ちに破産管財人に対し納入通知書により配当額を請求し、同年2月27日に42万5,190円が納付された。

収入未済額529万7,310円は、平成14年3月1日破産終結があったので不納欠損処分とした。

(3) 廃棄物の処理委託の契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京港管理事務所では、不法投棄された自動車の撤去処分について、不法廃棄物の処理委託契約により行っているが、当該産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業者の許可を受けていない者と委託契約を締結しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

今後、産業廃棄物の処分事務等については、関係法令の規定を熟知した上で事務を適正に行うよう所内に周知した。契約事務に関しては、委託する業者を選定する際に、必要な許可を得ている業者かどうか必ず確認するよう指導した。

(4) 単価契約を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

港湾経営部は、平成 1 2 年度翻訳及び通訳業務について、単価契約により委託しているが、各単価項目の発注状況について見たところ、8 項目のうち、2 項目について予定数量を超えており適切でない。

イ 講じた措置の概要

当該契約については、単価項目ごとの翻訳指図書による発注及び完了書の受領を徹底するとともに、月単位での発注整理票を作成し、発注数量の管理の強化を図った。

これにより、発注の超過等の再発防止及び各月の発注状況の把握を行い、適切に契約の執行管理をしている。

(5) 契約手続きを適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京港管理事務所は、港湾設備の消防設備保守に係る平成 1 2 年度消防用設備保守委託契約において、消防法(昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号)に基づく年 2 回の定期点検、定期点検により故障が判明した器具の修繕、異常な状態が発生したときの点検等を行うこととしており、点検・修繕の項目ごとに単価を設定し複数単価により契約をしているが、契約内容のうち、定期点検については、点検すべき数量が既に確定していること、定期点検により故障が判明した器具の修繕については、随時の修繕契約により対応できることから、総価による契約とすべきであり、単価契約により契約しているのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成 1 4 年度は、定期点検部分を総価契約(平成 1 4 年 6 月 2 1 日締結)で委託してい

る。

また、器具の修繕については、故障が判明した都度、総価契約で対応している。

東京消防庁

(1) 公有財産の管理に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京消防庁が管理する公有財産について見たところ、防災部が平成12年度に取得した工作物のうち、防火水槽8点については、公有財産台帳への登載は行っているものの、平成13年4月10日までに行わなければならない財務局長に対する異動通知を、監査日(平成13.10.18)現在、行っていないことは適正でない。

イ 講じた措置の概要

取得した財産については、直ちに基本データ通知書を作成し、平成13年10月22日付けで財務局長への異動通知を行った。

財産の異動に際しては、今後通知漏れが生じないように通知時の確認体制の見直しを行い、財産管理の万全を期している。

交通局

(1) 駅広告の等級の見直しについて検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部所管の駅広告掲載料金については、開業時等の想定乗降人員のデータに基づき駅の等級等を定め、それに応じた料金を要綱で定めているが、平成12年12月の大江戸線の全線開業等に伴い、乗降人員数が変化しているにもかかわらず、各線開業以来一度も等級を見直していないことから、次のとおり、実態とかがい離している事例が認められた。

(ア) 春日駅については、乗降人員の多い三田線が3等級であるのに対し、少ない大江戸線は2等級で広告料金が高くなっている。また、大門駅については、浅草線と大江戸線の乗換えが容易であり、駅構内は改札なしで連絡しているにもかかわらず、浅草線は3等級であり、大江戸線は1等級となっている。

(イ) 大江戸線において、開業時の想定乗降人員に基づき1等級及び2等級に設定されている駅の中で、想定人員と著しくかがい離し、他路線の2等級及び3等級駅より乗降人員が少ないものがある。

イ 講じた措置の概要

広告の駅等級については、大江戸線の全線開業後平年度化するのを待って、平成14年4月1日付けで東京都交通局広告取扱要綱の見直しを行い、乗降客数等の実態に即した等級及び広告料金を設定した。

また、駅所管のものについては、駅扱い有料広告物取扱要綱を東京都交通局広告取扱要綱に準じて見直しを行った。

(2) 積算基準の作成・決定に当たり経費の節減及び事務の効率化を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

設計基準のうち、積算に関する基準について交通局ほか8局では、建設局が決定した積算基準をそのまま局基準として採用・決定し、表紙及び奥付のみを自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局と同一業者と特命随意契約により締結しており、割高な金額で契約が締結されている。

しかし、交通局ほか8局が建設局基準を用いるのであれば、積算基準の印刷に当たっては建設局による一括印刷方式、決定においては建設局基準を準用するなどの方法により、経費の節減及び事務の効率化を図ることが可能となるものと思われることから、積算基準の作成・決定に当たって建設局との協議を行うなど経費の節減及び事務の効率化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

建設局の印刷時期に合わせ、同局の印刷出版承認を得たうえで、関係9局が同一仕様で同一業者に発注することとした。

(3) 廃棄物に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、産業廃棄物処理等に係る委託契約において、廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と契約を行っているものの、処分の許可を受けた業者との契約は行っていないこと、事業者は、廃棄物の排出の都度、産業廃棄物管理票に必要事項を記載して受託業者に交付し、受託業者による運搬処分の状況を把握することとされているが、受託業者の系列の収集運搬業者に年間を通じて管理票を交付しており、適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年11月に関係部署で廃棄物に係る事務処理について協議し、今後の契約方法等について確認した。また、平成13年度の年間契約案件5件のうち4件については、12月に契約変更を行い、平成14年1月1日から収集・運搬の許可を受けた業者と処分の許可を受けた業者とに分けた契約とし、1件については年度内に排出予定がないことから、平成1

3年12月31日をもって契約を解除した。

廃棄物の排出部署に対しては、管理票は必ず受託業者であるかを確認してから交付するなど適正な事務処理を指導した。また、受託業者に対しても、責任を持って適正に収集・運搬、処分を行うよう指導した。

(4) 空き缶等の回収の指導を徹底すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、自動車営業所等において、自動販売機及び売店の設置について、東京都交通互助会に行政財産の一時使用を許可しており、使用者が排出する廃棄物は、原則として使用者の責任において処理することとしているが、自動販売機の設置を許可している自動車営業所等のうち6営業所等の空き缶、志村車両工場の互助会売店で販売された飲料の空きビン・缶類について、互助会は回収を行っておらず、その結果、回収処理に係る費用を各事業所等の廃棄物処理経費に含めて負担している状況となっており、適切でない。

イ 講じた措置の概要

東京都交通局互助会に対し、文書で、売店及び自動販売機の設置にあたり、ビン・缶類回収ボックスの付置の徹底、売店及び自動販売機で販売した空きビン・缶類の持ち帰り回収の徹底を指導した。

平成14年度からは東京都交通局互助会に対する行政財産使用許可書の使用条件に、空きビン・缶類の回収を明記した。

水 道 局

(1) 積算基準の作成・決定に当たり経費の節減及び事務の効率化を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

設計基準のうち、積算に関する基準について水道局ほか8局では、建設局が決定した積算基準をそのまま局基準として採用・決定し、表紙及び奥付のみを自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局と同一業者と特命随意契約により締結しており、割高な金額で契約が締結されている。

しかし、水道局ほか8局が建設局基準を用いるのであれば、積算基準の印刷に当たっては建設局による一括印刷方式、決定においては建設局基準を準用するなどの方法により、経費の節減及び事務の効率化を図ることが可能となるものと思われることから、積算基準の作成・決定に当たって建設局との協議を行うなど経費の節減及び事務の効率化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

建設局の印刷時期に合わせ、同局の印刷出版承認を得たうえで、関係 9 局が同一仕様で同一業者に発注することとした。

(2) 廃棄物に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東部第二支所、南部第一支所及び金町浄水管理事務所では、廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と契約を行っているものの、処分業者との契約を行っていない。また、金町浄水管理事務所では、当該管理票に必要事項が記載されていないため、処分の確認ができないものが見受けられるなど、適正でない事例が認められた。

イ 講じた措置の概要

平成 13 年 11 月 30 日に、各部所経理担当係長及び担当者を対象に産業廃棄物処理委託契約に関する事務説明会を開催し、産業廃棄物処理の法制度、契約締結方法及び契約仕様書の整備などについて適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

また、本指摘を踏まえて廃棄物処理委託については、法律の趣旨に基づき収集及び運搬委託と処分委託に分離して適正化を図った。

(3) 廃棄物の処理に伴う計量伝票等の確認を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東村山浄水管理事務所では、東村山浄水場の浄水処理過程で発生する土を委託契約により処分しているが、積込作業において、職員の指導、監督が行われず、また、計量伝票の確認を十分行わなかったことから、委託契約に基づく支払状況及び発生土計量伝票により、道路交通法に抵触する過積載となっている車両が見られたことは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成 13 年 10 月 29 日に浄水部系列経理担当係長会を開催し、監査の指摘を踏まえ、産業廃棄物処理委託契約に関する留意事項及び過積載防止の指導、計量伝票の確認の徹底について周知徹底を図った。

(4) 予定価格の積算を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア)朝霞浄水管理事務所では、濾材^{ろざい}の洗浄、補充、濾床^{ろしょう}の補修等を行うため、浄水場濾過池^{ろか}更生作業工事請負契約を配水管工事積算基準により積算しているが、この契約における設計金額の積算において、諸経費率の適用を誤ったため、設計金額が誤って積算されている。

- (イ) 朝霞浄水管理事務所では、朝霞浄水場ほか3箇所の消防設備保守業務委託契約を保守業務積算基準及び標準単価表により積算しているが、この契約における設計金額の積算において、感知器及び消火器の設置数が大規模な場合は、大規模委託低減額として直接人件費を減額することとされているにもかかわらず、大規模委託低減額を適用せずに積算している。
- (ウ) 東部第二支所では、配水管小規模整備工事に伴う測量基準点の保全作業において、保全作業契約を保守業務積算基準及び標準単価表により積算しているが、この契約における設計金額の積算において、積算表の適用を誤ったことから、3級測量基準点での設計金額及び4級測量基準点での設計金額がそれぞれ誤って積算されている。

イ 講じた措置の概要

支所及び所においては、所内担当者会議を開催し、監査指摘を十分に踏まえ、再発防止のため、常用する単価については新たに設定するとともに、積算基準の適用にあたっては二重のチェックを行うなど、適正な積算事務処理に努めるよう周知徹底した。

(5) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

水運用センターは、平成12年9月21日、高井戸増圧ポンプ所に設置されていた残留塩素計を撤去し、廃棄処分しているが、企業用固定資産は、東京都水道局固定資産規程に基づき、廃棄することとなっているが、監査日(平成13.9.13)現在、固定資産管理台帳に登載されたままとなっており、除却処理の手続が行われていないのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

本件指摘の残留塩素計の用途廃止及び除却については、平成13年9月28日付けで処理した。

また、平成13年10月29日に水運用センター内の管理職、係長合同会議を開催し、監査指摘を十分に踏まえ物品を廃棄する場合には、固定資産の該当の有無を確認する等、所内、組織相互の連携を密にし、適切な事務処理を行うよう徹底するとともに、同日、固定資産事務説明会を実施して資産管理を適正に行うよう周知徹底した。

下 水 道 局

(1) 積算基準の作成・決定に当たり経費の節減及び事務の効率化を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

設計基準のうち、積算に関する基準について下水道局ほか8局では、建設局が決定した積算基準をそのまま局基準として採用・決定し、表紙及び奥付のみを自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局と同一業者と特命随意契約により締結しており、割高な金額で契約が締結されている。

しかし、下水道局ほか8局が建設局基準を用いるのであれば、積算基準の印刷に当たっては建設局による一括印刷方式、決定においては建設局基準を準用するなどの方法により、経費の節減及び事務の効率化を図ることが可能となるものと思われることから、積算基準の作成・決定に当たって建設局との協議を行うなど経費の節減及び事務の効率化を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

建設局の印刷時期に合わせ、同局の印刷出版承認を得たうえで、関係9局が同一仕様で同一業者に発注することとした。

(2) 廃棄物に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

経理部、北部第一管理事務所及び森ヶ崎水処理センターでは、廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と契約しているものの、処分業者との契約は行っていない。

また、北部第一管理事務所では、金属くず等の廃棄物の収集・運搬許可を受けていない業者にその運搬を委託していること、森ヶ崎水処理センターでは、契約書に廃棄物の種類及び数量が記載されていないことなど、適正でない事例が認められた。

イ 講じた措置の概要

本件については、平成13年11月30日付け、経理部長名により各部、本部及び各事務所長あて通知し、産業廃棄物の適正処理について周知徹底を図った。

また、平成14年3月6日開催の管理部門経理係長会で再度注意を喚起した。

なお、平成13年度及び平成14年度の契約状況については次のとおりである。

(ア)平成13年度の森ヶ崎水処理センター産業廃棄物収集運搬・処分委託については、契約書に廃棄物の種類及び数量を適切に記載のうえ契約を締結した。

(イ)平成14年度の日本ビル庁舎廃棄物処理委託の契約については、運搬は産業廃棄物収集運搬業者と、処分は産業廃棄物処分業者とそれぞれ分割して契約を締結した。

(3) 印刷物の費用負担を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、23区内において公共下水道の建設と維持管理を行う区部下水道事業と、多摩地域において広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的に整備を行う流域下水道事業を実施し

ている。区部下水道事業は、下水道料金収入等で経営され、流域下水道事業は、市町村負担金等で経営されていることから、両者の経理は明確に区分しなければならないにもかかわらず、建設部は、印刷物をそれぞれ500部印刷し、流域下水道事業を所管する流域下水道本部に配付しているが、その費用を区部下水道事業で全額負担し、流域下水道事業に負担させていないのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

本件については、平成14年2月27日付け、建設部管理課長名の依頼文をもって流域下水道本部と負担額の振替処理を行った。

また、平成14年1月11日開催の事務説明会で、印刷物の費用負担について適正な会計処理を行うよう各部に周知を図った。

(4) 維持補修工事に係る会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

中部建設事務所は、故障した雨水調整池の照明・換気等の設備機能の復旧と、防水扉を新たに整備するための工事契約において、局で定める「建設改良工事と維持補修工事との区分を定める基準」に該当するとして、全額を資本的支出の建設改良工事として支出しているが、この工事内容のうち、防水扉新設工事を除いた換気用送風機の補修、排気ダクト取替え、照明器具交換、火災報知ベル本体交換等は原状回復のための工事であることから、収益的支出の維持補修工事費とすべきである。

イ 講じた措置の概要

本件については、平成14年2月26日付けで補修工事に該当する資産の除却を行い、除却損を雑支出で計上した。

また、改良工事と補修工事の区分に当たっては工事内容等を精査し、関係部所と調整のうえ適正な会計処理を行うよう、平成13年12月7日付け、建設部管理課長名で各建設事務所へ周知するとともに、平成13年12月18日開催の建設部門設計課長会において再度注意を喚起した。

教 育 庁

(1) 産業廃棄物の処理にかかわる委託契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

中央図書館が、産業廃棄物の収集・運搬及び処分について、委託契約を締結している業者

は、運搬許可業者ではあるが処分許可業者ではないため、処分まで含めた契約を行っているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度からは、法の規定に基づく運搬許可業者及び処分許可業者のそれぞれと委託契約を締結の上、産業廃棄物の処分を実施している。

(2) プールの管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

西南高等学校では、付属施設のプールの使用に際し、浮遊物などを除去しプール水の浄化を図るため、水道栓を開け常にプール水を溢れさせ、使用後に栓を閉めることとしているが、平成12年度において、プールの使用後に水道の栓を閉め忘れたことにより、平成12年8月分の水道使用量が前年同月分と比較して大幅に増加していることは適正でない。

イ 講じた措置の概要

当該事実の内容を周知徹底し、プールの使用に当たっては、水道栓の開閉を必ず責任者が確認し、閉め忘れ等による無駄な消費が生じることのないよう図った。また、施設担当者が、日々水道メーター等を確認し、異常な使用量となっていないかを点検することにより、万全な管理を行うこととした。

(3) 経費の支出を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

教職員研修センターは、「現職研修部」の実施に際し、バスの借上げ契約を締結しているが、研修場所はいずれも都内に所在する場所であり、しかも、研修時間中他の場所への移動もないため、研修参加者が研修会場である現地に直接集合し、研修終了後に現地解散することでその目的は十分果たせることから、バスの借上げ費用と交通機関を利用した場合の旅費との差額分の経費節減を図るなど、研修実施に当たり経費の支出を適切に行われたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年度から、「現職研修部」においては、原則として目的地まで公共交通機関を利用する現地集合、現地解散の方法に改め、経費の削減に努めることとした。

(4) 契約等にかかわる事務処理について指導の徹底を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 業務委託契約おける仕様書の作成に当たっては、所要人員の指定をしないこととし、契

約書に添付する内訳書等には、人数及び1人当たりの単価を表示しないこととされているが、国際高等学校は、学校施設管理業務の委託契約の仕様書において「委託業務に必要な人を派遣しなければならない。」と定めた上、特記仕様書において勤務人数等の割付けを行っている、芸術高等学校は、卒業制作展作品運搬・会場設営についての委託契約の仕様書において人数等の割付けを行っている。

- (イ) 蔵前工業高等学校は、空調装置操作保守の委託契約の競争入札参加者指名に当たり、C等級に属する者のうちから入札参加者を指名すべきところ、7者のうち5者を当該等級以外の等級に属する者から指名している、武蔵高等学校は、印刷機ほか7点の購入契約の競争入札参加者指名に当たり、C等級に属する者のうちから入札参加者を指名すべきところ、5者のうち4者を当該等級以外の等級に属する者から指名している。

イ 講じた措置の概要

- (ア)各都立学校長あてに学務部長名で通知(平成14年7月9日付け14教学高第462号)し、業務委託契約における仕様書の作成に当たっては、「所要人員の指定」をしないこと、また、契約書に添付する内訳書には、人数及び1人当たりの単価等を表示しないよう、契約事務の適正化について周知の徹底を図った。

- (イ)学校等事業所に対して、「契約事務の適正な執行について」(平成14年2月8日付け13教総契第585号)通知し、契約事務の透明性、公正性、経済性及び履行の確実性等を確保するために、入札参加業者の指名は指名競争入札参加者指名基準に基づき、厳正に行うよう指導した。

平成14年度の空調装置操作保守委託契約の競争入札参加者指名においては、7者のうちすべて当該等級に属する者から、また、武蔵高校におけるシートほか8点の購入契約については、5者のうち3者を当該等級に属する者から指名した。

〔平成13年度工事監査〕

総 務 局

(1) トップライトの積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

登籠園地^{のぼりようえんち}建築工事は、便所及び休憩舎を建築するもので、便所の屋根に採光のため6箇所設けているトップライトの積算について見ると、単価を見積りを基に設定しているが、誤って見積書の6箇所分の総額を1箇所分の見積額としたため、積算額約132万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月9日に支庁土木課内で関係係長会を開催し、監査の指摘を十分踏まえ、工事の照査を複数人で行うよう、チェック体制の見直しを図るとともに、今後これまで以上に的確な事務処理を行うことを周知徹底した。

病院経営本部(衛生局)

(1) 照明器具の仕様変更に伴う措置を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

救急外来改修電気設備工事(二期工事)は、都立駒込病院の救急外来室及び厨房の電気設備を改修するもので、厨房の天井に設置する照明器具の機種についてみると、施工は照明器具承諾願により逆富士形に変更しているが、機種変更等に伴う契約変更手続がなされておらず、また、しゅん功図も現場に合致した図面となっていない。

イ 講じた措置の概要

駒込病院では、平成13年9月12日に関係職員を招集し、これまで以上に設計・監督を的確に行うよう、周知徹底した。

また、平成14年5月14日、本部関係係長会を開催し、工事担当者に対して適切な事務処理を行うよう、徹底するとともに、平成14年6月4日に「工事事務の手引き」を配布した。

産 業 労 働 局

(1) 見積もりによる単価設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

1号井戸ポンプ交換工事は、東京都畜産試験場内に設置された井戸ポンプを交換するもので、井戸ポンプの積算について見ると、井戸ポンプの単価を見積りを基に設定しているが、見積りによる単価の設定方法が機械設備工事積算指針に定められているにもかかわらず、誤って見積価格よりも過大な単価を設定しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年3月15日に関係部所管理職及び担当者による会議を開催し、今後の積算に当たっては、局基準類に準拠するなど、再発防止にむけて周知徹底した。

監査の結果を十分に踏まえ、平成14年度から、見積りによる単価設定については、照査を徹底するとともに、局の担当部所と十分調整するなど、これまで以上に慎重に行っていくこととした。

住 宅 局

(1) 圧力タンク給水装置の設計に当たり留意すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都営住宅11H-003・803南給水衛生設備工事は、都営住宅の建設に伴う給水衛生設備等を施工するもので、圧力タンク給水装置の設計について見ると、給水ポンプの揚程を3.5mと設定しているが、本件建物における必要な揚程を算定すると4.2m相当であり、このまま施工すると、必要な給水圧力を確保できない。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、平成13年7月に適正な仕様のポンプに変更した。

平成13年10月31日に局機械技術担当者会議を開催し、監査結果を報告し、適切な設計を行うよう周知徹底した。

また、新たに設計積算チェックシートを作成し、平成14年度からは新規に発注する工事もとより、発注済みの工事についても、チェックを行うこととした。

(2) パソコンによる積算について改善すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都営住宅12M-705建(桐ヶ丘アパート)工事は、居室、浴室等を増築するもので、杭及び木工事等の積算についてみると、設計担当部所が自ら作成したパソコンソフトを利用しているが、杭の積算や構造用木材の数量に部分的確でない事例が見受けられた。

共用ソフトの適切な管理、チェック機能の強化等を充実させ、より正確な積算が行われるよう改善されたい。

イ 講じた措置の概要

再発防止に向け、平成13年7月2日、関係職員に対し監査の結果について、周知するとともに、平成14年4月、設計担当部所で住宅改善工事の積算に使用していた共用ソフトの内容を、局の内訳書システムに取り込み、それにより積算することを周知徹底した。

建設局

(1) 庁舎改修工事の設計を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

土木技術研究所庁舎改修工事は、庁舎の屋上防水、外壁タイル等の改修を行うもので、屋上防水工事についてみると、漏水があるため、屋上全面に塗膜防水を実施しているが、防水保証書の期間内にもかかわらず、その対応が検討されていない。

また、外壁タイル工事についてみると、外壁タイルのうち、70%が浮いているとしてアンカーピンニング樹脂注入工法により改修し、20%が欠損しているとしてタイルを張り替えているが、今後このように、外壁タイルの大半を改修する際には、事前の十分な現地調査や建設時の状況確認等を行い、他の施工方法も含めて検討されたい。

イ 講じた措置の概要

監査の結果を踏まえ、平成13年8月7日に所内の会議を通じて周知徹底を図った。

今後、このようなことが生じないように、公有財産台帳に保証書の保証期間等を明記するなど適切に対処していく。

また、当該工事のような大規模補修工事の発注にあたっては、所内に検討会を設置し、他の工法との比較検討を行い実施していく。

港 湾 局

(1) チェックボーリングの積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

平成12年度東京港臨海道路中防側沈埋トンネル建設工事は、東京港臨海道路建設のうち、城南島と中央防波堤外側埋立地を結ぶ中防側沈埋トンネルの仕上げ及び地盤改良等を施工するもので、このうち、中防側護岸部の地盤改良を確認するため、長さ21.5mのチェックボーリング1箇所及び10.0mを2箇所行うこととなっているが、10.0m2箇所のチェックボーリングについては積算が行われておらず、21.5m1箇所については積算されているが、誤って過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

監査結果を踏まえ、平成14年3月8日に所内会議を開催し、再発防止に向け、設計者がより慎重な積算及びチェックを行うよう徹底するとともに、設計者間相互によるチェックやチェックシートの内容充実など、照査体制の充実を図った。

警 視 庁

(1) 建築物の基礎形式について留意すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

警視庁深川警察署洲崎橋交番庁舎改築工事、警視庁蒲田警察署日の出通交番庁舎改築工事は、同交番庁舎を移転改築するもので、建築物の基礎は、直接基礎または杭基礎のどちらか一方とするのが原則であるが、上記工事においては、周辺地盤の限られた資料等を参考に検討し、複合させた基礎形式を、新たに採用しているが、今後、このような建築物の基礎形式を採用するに当たっては、より慎重な検討が必要であり、的確に把握・整理した地盤条件を基に構造計算を行い、基礎の信頼性を高めるよう努められたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年2月20日、関係係長会を開催し、建築物に新たな基礎形式を採用するに当たっては必要な調査・研究を行うとともに、同年3月設置の審査委員会で審議し、今まで以上に工事施工の信頼性を高めるよう関係職員に周知徹底した。

水 道 局

(1) 地業工事^{じぎょう}の設計に当たり検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

上北台浄水所ポンプ棟築造工事は、ポンプ棟を建設するもので、直接基礎の地業工事について見ると、掘削した地盤の上に厚さ20cmの砕石を敷き均し、その上に厚さ10cmの均しコンクリートを打設している。

支持地盤の状況は、良く締った砂礫層であり、掘削後も確認されており、このような場合には、砕石部分の厚さを低減することも考えられ、厚さの低減は、より一層のコスト縮減等につながることから、今後、同様な施設建設においては、地業工事^{じぎょう}の設計に当たり慎重に検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年3月27日に関係職員による会議を開催し、監査結果の内容の説明を行うとともに地業工事^{じぎょう}の留意点について周知徹底した。

また、監査の意見・要望を踏まえ、関係部所で検討した結果、地業工事^{じぎょう}の砕石部分の厚さについては、各案件毎に設計審査会等において審議し、決定することとした。

下 水 道 局

(1) コンクリート構造物とりこわし工の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

第二浅草幹線その1-3工事は、シールド工法により下水道管渠を築造するもので、発生土搬出用鋼管を収納するコンクリート構造物のとりこわし工についてみると、コンクリートブレーカで積算しているが、局基準によると、とりこわし量が5m³以上であれば、より経済的な大型ブレーカで積算することとなっているため、積算額約130万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年7月以降2回にわたって課内会議を開催し、再発防止に向け、チェック体制の強化を図るため係内チェック及び係間チェックの実施を周知するとともに、平成13年9月4日、局設計課長会で監査結果及びその対策を周知徹底した。

教 育 庁

(1) 耐震補強工事における高力ボルト締付け費の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立第五商業高等学校(1 3)耐震補強その他改修工事は、校舎及び体育館の耐震補強、床改修等を施工するもので、耐震補強工事の積算について見ると、鉄骨の接合に用いる高力ボルトの締付け費を、鉄骨を組立てる費用である建方費とは別に積み上げ計上しているが、耐震補強工事の高力ボルト締付け費は、通常の鉄骨工事とは異なり鉄骨建方費に含まれるため、積算額約97万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

監査の結果をうけ、課内会議で、耐震補強工事の積算方法について注意を促し、合わせて平成14年度に入り、誤りやすい事項とその措置方法を記した一連の連絡表を逐次作成し、各担当者に配布し、よりの確な積算が行われるよう徹底した。

〔平成13年度財政援助団体等監査〕

生活文化局

(学校法人100団体)

(1) 授業料軽減補助の廃止を含む見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、私立高等学校等特別奨学金補助を受けた生徒の在籍する学校を対象に授業料軽減補助を実施している。この奨学金補助と軽減補助の関係について見ると、軽減補助の意義・役割は明確にされておらず、奨励補助とした場合、奨学金補助制度はほぼ全高等学校に定着していること、事業補助とした場合、1校当たりの交付額は少額であることなど、軽減補助が授業料軽減のために有効に機能しているとはいえない状況となっていることから、授業料軽減補助の廃止を含む見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

指導に係る特別補助は平成13年度限りで廃止することとした。

(2) 国際化推進補助の審査を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、海外に在留していた児童又は生徒の受入れを行っている私立高等学校等に対し、国際化推進補助として1人当たり9万円交付しているが、平成11年度及び平成12年度において、局が取扱いを誤ったため、補助要件に該当しないものを補助対象としているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

指摘の事例については、調査のうえ返納させた。指摘以外の学校法人については、調査中であり、補助の条件に満たない場合は、補助金を返還させる。

(3) 都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、私立高等学校への都内在住生徒の就学促進を図るため、都内在住の1年生の生徒数に応じ、補助金を交付することとしており、補助額は保護者等の住所により決定されているが、都内在住生徒数を調査したところ、9学校法人において、誤って都外に保護者の住所がある生徒を含めて申請したことにより、448万円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 学校法人関東国際学園の補助金過大分 164 万円については、平成 14 年 3 月 28 日に都に返還させた。
- (イ) 学校法人國學院大學の補助金過大分 12 万円については、平成 14 年 4 月 23 日に都に返還させた。
- (ウ) 学校法人三室戸学園の補助金過大分 12 万円については、平成 14 年 4 月 3 日に都に返還させた。
- (エ) 学校法人和洋学園の補助金過大分 4 万円については、平成 14 年 3 月 28 日に都に返還させた。
- (オ) 学校法人跡見学園の補助金過大分 64 万円については、平成 14 年 3 月 27 日に都に返還させた。
- (カ) 学校法人安部学院の補助金過大分 6 万円については、平成 14 年 4 月 10 日に都に返還させた。
- (キ) 学校法人東商学園の補助金過大分 4 万円については、平成 14 年 3 月 28 日に都に返還させた。
- (ク) 学校法人豊南学園の補助金過大分 6 万円については、平成 14 年 3 月 27 日に都に返還させた。
- (ケ) 学校法人目白学園の補助金過大分 176 万円については、平成 14 年 3 月 28 日に都に返還させた。

(4) 人件費の支出根拠を明確にして支給すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学校法人は、平成 12 年度において、高等学校の本務教職員 50 名に対して、給与規程に定めがないにもかかわらず、居残り手当を支給している。教職員の人件費については、法人の給与規程等に定め、これを支給の根拠とすべきであるにもかかわらず、規程等に定めがないものが見られたことは適正でない。

イ 講じた措置の概要

指摘に係る手当については、平成 13 年度限りで廃止することとした(平成 14 年 1 月 16 日 理事長決裁)。

(5) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

各学校法人の会計処理について見たところ、次のような事例が見られたことは適正でない。

- (ア) 学校法人は、平成 11 年度及び平成 12 年度の私立高等学校等特別奨学金に係る都補助金収

入を、補助金収入として計上し経理すべきであるにもかかわらず、これを行わず、既納の授業料の軽減額として保護者へ直接還付している。

(イ) 学校法人は、平成11年度、平成12年度の預かり保育推進事業に係る収入及び平成11年度、平成12年度の寄付金に係る収入を、それぞれ補助活動収入及び寄付金収入として計上し経理すべきであるにもかかわらず、両収入とも雑収入として計上している。

(ウ) 学校法人は、平成12年度の高等学校長が兼務している理事長に支給されている理事長手当を、法人本部の人件費支出として計上し経理すべきであるにもかかわらず、校長給与と合わせ全額を高等学校部門の教職員人件費として計上している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成13年度以降、補助金収入として計上し、適正な会計処理を行った。

(イ) 平成13年度以降、補助活動収入及び寄付金収入として計上し、適正な会計処理を行った。

(ウ) 平成13年度以降、学校法人部門の役員報酬として計上し、適正な会計処理を行った。

(6) 都内生就学補助に係る要綱等の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都が実施している都内生就学補助は、都内在住生徒の認定要件について、要綱上明記されておらず、その人数は、私立学校生徒数調査で都に報告した、学校に届けられている保護者の住所による人数を用いているが、補助対象となっているものの中に、保護者が住民登録をしていない住所を学校に届け出ているため、都内居住が確認できないもの、保護者の範囲が不明確なもの、保護者が都外に長期出張中の場合など、認定要件に該当するか否かが明確となっていない事例が見受けられることから、局は、都内生の認定要件を明確にするよう要綱等の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

指摘に係る特別補助は平成13年度限りで廃止することとした。

(7) 生徒急減対策補助に係る要綱の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都が実施している生徒急減対策補助において、その算定に当たっては、学則定員を遵守していることを条件に、生徒数の急減に応じて、過去3年間の学則定員に対する生徒数の割合等で実施しているが、生徒急減対策補助は、入学生徒数の急減に対する補助であるにもかかわらず、募集を停止しているもの、入学生徒数減少が学校の募集方法のあり方にあるもの、学則定員に見合った募集をしていないものなどの事例が見受けられることから、局は、生徒数減少の要因を考慮して対象校を選定するよう、要綱の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

指摘に係る特別補助は平成13年度限りで廃止することとした。

(8) 実績報告書の審査を的確に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都は、補助事業の成果が交付決定等の内容の適否を確認するため、各学校法人に経常費補助金に係る事業の実績報告書を都に提出することを義務付けており、実績報告書の審査等により、交付すべき補助金額を確定しているが、各学校法人の実績報告書を見たところ、当該補助対象経費の額から除くべき額を含めているもの、当該補助対象経費の額から除くべき額以上の額を除いているものが見られたことは適正でない。

イ 講じた措置の概要

実績報告書提出依頼の際、記入例を添付して指導するとともに、補助金に関する説明会(平成14年3月6日実施)等の会場においても、実績報告書の留意事項について法人に周知した。

また、実績報告書の審査については、審査手順についてのマニュアルを作成し、審査方法について共通理解を図った。

都 市 計 画 局

(首都高速道路公団)

(1) 構造計算の結果を的確に反映すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

飛鳥山換気所建築工事において、換気所のコンクリート全量(3,890 m^3)に対し、特記仕様書で設計基準強度27 N/mm^2 のものを使用することとしている。

しかしながら、建物の各部材断面や材料等を定める構造計算では、1,2階部分のコンクリート(約1,640 m^3)の強度を27 N/mm^2 、3階以上(約2,250 m^3)については、経済性に配慮し24 N/mm^2 としている。

発注時の設計書作成段階において、3階以上のコンクリートを、構造計算による24 N/mm^2 とすれば、約100万円の費用が節減できる。

設計図書の作成に当たっては、構造計算の結果を的確に反映されたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年12月17日、公団内の各局建築工事関係の設計担当課に対して、工事発注前に設

計書等と構造計算書との照合及び使用するコンクリート強度を発注図面に明示するよう周知徹底した。

なお、指摘の件については、平成14年2月27日付け契約変更により減額是正を行った。

(東京都臨海高速鉄道株式会社)

(2) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、第一期導入車両の定期検査を平成10年度から平成11年度に実施したことから、その委託費用は実施年度の費用として会計処理すべきであるにもかかわらず、支出費の属する平成12年度に発生した費用として会計処理しているのは適正ではない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度の決算から再発防止のため、未払費用の正確な把握に努めているところである。今後とも、会計事務を適正に行い、再発防止対策を行っていく。

福 社 局

(1) 補助金にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、社会福祉法人の経営する軽費老人ホームの運営費に対し、軽費老人ホーム運営費補助を行っているが、平成11年度における補助金額の確定方法について見たところ、根拠となる補助基本額の算定を誤り、交付決定額が補助金額として過小となっており、事務処理に適正を欠いている。

イ 講じた措置の概要

弘済ホームの件については、事実について社会福祉法人東京弘済園に通知するとともに、過少となっていた補助金額を追加交付した。

また、同様の誤りがないよう様式の記入例を作成し、平成14年度交付申請に当たっては要綱と併せて各施設に送付し、算定方法について周知徹底するとともに、局においても申請書の内容確認を適切に行うこととした。

(社会福祉法人創生ほか 13 団体)

(2) 在宅介護支援センターに対する整備費補助について適切な処置を行うべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

局は、社会福祉法人の整備した施設に対し、老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助要綱に基づく補助金を交付しているが、このうち、施設整備費として補助金の交付を受けた在宅介護支援センターについて、事業を開始していないことから、早期に適切な処置を行われたい。

イ 講じた措置の概要

当該法人及び在宅介護支援センター事業の実施主体である練馬区に対して、運営委託契約締結に向け調整するよう指導し、平成 14 年 6 月 1 日から同事業を開始した。

(3) 施設の維持管理について適切な指導を行うべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

局は、社会福祉法人が整備した特別養護老人ホーム等の施設に対し、平成 10 年度及び平成 11 年度において補助金を交付している。ところが、当該施設の現況等について実査したところ、しゅん工後 2 年に満たないにもかかわらず、地下 1 階、地上 1 階及び 2 階部分の通路、居室等の床におうとつが生じているが、社会福祉法人は何らの措置を講じておらず、施設の維持管理が適切に行われていない。

イ 講じた措置の概要

平成 14 年 4 月 11 日、施設整備係職員と当局の工事係職員 (職種 : 建築) とで、現場の状況を確認し、修繕及び施設の適切な維持管理について指導した。修繕に当たっては、入所者の基本的な生活に支障のないよう、修繕計画書を工事着工前に提出させた。

その後、平成 14 年 5 月 1 日から 6 月 26 日まで、当該建物の工事請負業者である三友・黒須建設共同企業体が、クラック修理工事を実施し、平成 14 年 6 月 29 日に工事施工者及び設計監理者の立会いのもと、当該法人が検査を行い工事の完了を確認した。

なお、今回の修繕工事については、工事契約約款による瑕疵担保期間は既に経過していたが、瑕疵担保責任として、三友・黒須建設共同企業体に対応したものである。

(社会福祉法人龍鳳ほか 9 団体)

(4) 施設整備等を補助目的に沿って適切に使用すべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

緊急一時保護事業の早期開始に向け指導の徹底を図るべきもの

社会福祉法人は、当該施設において、定員3名の緊急一時保護事業を行うこととしているが、施設開設後1年以上経過した監査日現在においても、定員1名のみの事業開始となっており、当該施設に対しては、緊急一時保護施設整備補助として面積加算も行っていることから、早期に完全な事業開始をする必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月1日から、定員3名による緊急一時保護事業を開始した。

(医療法人社団杏稜会ほか11団体)

(5) 老人訪問看護ステーションについて早期に適切な処置を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、医療法人社団が整備した老人訪問看護ステーションに対し補助金を交付しているが、医療法人社団は、平成12年3月10日に提出した補助金実績報告書において、老人訪問看護ステーションの事業を、平成12年3月16日から開始すると報告しているものの、監査日(平成14.3.5)現在、未だ、事業の開始をしておらず適切でない。

イ 講じた措置の概要

当該法人に対して、これまでの経緯及び今後の事業開始の見込み等について報告を求めるとともに、平成14年5月23日に、補助金により整備された財産の用途確認を行った。

また、平成14年6月14日に都へ提出された介護保険法に基づく変更届の内容確認のため、同月15日に実地調査を行った際、事業が開始できる人員配置及び施設・設備のなされていることを確認した。

さらに、平成14年9月5日に法人から、同年8月20日以後の活動状況の報告を受け、営業活動を行っていることを確認した。

なお、今後とも、円滑なサービスが提供できるよう、必要に応じて運営指導を実施していく。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(6) 小口現金の管理等を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団は、事業団経理規程に基づき、各施設の寮等で日常使用する常用雑費等の現金支出に充てるために、各施設の寮等に1名の出納職員を指定し、10万円を限度として、手許に現金・預金を保管させることができるとしているが、町田福祉園の5つの寮及び活動援助係の預金及び現金の保管状況について見ると、常時10万円を超える現金・預金を保管していることは適正でな

い。

イ 講じた措置の概要

町田福祉園の5つの寮及び活動援助係における預金・現金については、経理規程に則り、各寮等の小口現金取扱者が10万円を限度に管理・保管するよう是正した。

(7) 決算にかかわる会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団は、福祉局からベッド等117点の物品の引渡しを受けているが、このうち、固定資産物品として計上する10点について、計上金額が誤って過大に計上されていることから、事業団は、決算に係わる会計処理を適正に行われたい。

イ 講じた措置の概要

過大に計上されていた固定資産物品については、平成13年度決算において、貸借対照表及び財産目録上で修正を行った。

健康局(衛生局)

(医療法人財団青葉会ほか12団体)

(1) 補助金により整備した看護婦宿舎の利用を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、看護職員の確保対策の一環として、都内の医療機関が行う病院の看護婦宿舎の個室整備に要する経費の一部を補助しているが、医療法人財団が補助金により整備した看護婦宿舎の利用が11室中、2室のみとなっており、当該看護婦宿舎の利用状況としては適切でない。

イ 講じた措置の概要

青葉会に対し、看護婦宿舎の入居率を上げるよう電話で指導を行ったところ、平成14年2月28日現在、11室中8室が利用され、残り3室も新規採用者用に利用予定との報告を受けた。

さらに、平成14年7月17日の現地調査により、9室の利用を確認し、その後同年8月に1室が入居済みになったとの報告を得た。残り1室についても、引き続き利用者の確保に努めるよう指導した。

(財団法人東京都健康推進財団)

(2) 退職給与引当金の計上を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は、退職給与引当金の計上基準を期末退職給与の要支給額の100分の40に相当する金額としているが、平成11年度及び平成12年度の計算書類によると、退職給与引当金の額が過小に計上されており適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月1日付けで、計上基準にある退職給与要支給額に相当する金額(2億4,592万7,435円)の100分の40にあたる金額(9,837万974円)を退職給与引当金として計上した。

産 業 労 働 局

(東京商工会議所ほか8団体)

(1) 通勤手当に係る補助金を返還すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、商工会議所に対し、職員設置等に要する経費を補助しているが、平成11年度の職員設置等に要する経費について見たところ、産前産後休暇取得期間中の補助員にかかる通勤手当について補助金を申請していたため、補助金が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月15日付けで、過大に交付された補助金額に係る交付決定の一部取り消し及び返還額について東京商工会議所に通知し、平成14年4月18日付けで納付された。

(東京都職業能力開発協会)

(2) 保険料にかかる補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、協会が行う技能検定、技能振興、職業訓練振興事業等の実施に要する経費を補助している。この補助対象となる協会の常勤役員の人件費において、協会は、平成11年度及び平成12年度にその役員に適用がない労働者災害補償保険の保険料を厚生労働省東京労働局へ申告納付

しており、その保険料を補助対象経費として補助金を申請し、交付を受けている。

ところで、局は、平成13年6月に、役員に係る当該保険料が補助対象外であると認識し、補助対象からは除くこととしたものの、監査日（平成14.2.22）現在まで、協会に対し平成11年度分及び平成12年度分の当該保険料に係る補助金の返還を求めているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月18日付けで、過大に交付された補助金額に係る交付決定の一部取り消し及び返還額について東京都職業能力開発協会に通知し、平成14年5月8日付けで納付された。

（東京都農業共済組合連合会）

（3）事業未執行分の補助金を返還すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、連合会に対して東京都農業共済団体等事務費補助金を交付しているが、連合会は平成12年度において、交付を受けた補助金の一部について、執行していないにもかかわらず、未払い金として年度末決算に計上したまま、補助金137万9,700円を返還していない。

イ 講じた措置の概要

指摘案件の補助金の未執行分137万9,700円は、平成14年4月9日に返還させた。今後は、実績報告書の審査及び必要に応じて実施する現地調査等を適正に行い、指導を強化していく。

住 宅 局

（東京都住宅供給公社）

（1）委託契約に係る事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

公社は、事業年度に関する規定にかかわらず業務運営上必要があると認められるときは、翌年度以降にわたる契約を締結することができる、という公社契約規程に基づき、住宅の管理及び保守業務等の委託、清掃業務委託を長期継続契約で行っているが、これらの委託契約について見ると、特定業者との長期に渡る契約となっており、競争原理が導入されない事務処理となっていることから、公社は、長期継続契約の見直しを行い委託契約にかかる事務処理を適切に行われたい。

イ 講じた措置の概要

総合管理委託契約等については、13管業第966号において自動更新を行わない方針とした。また、契約期間満了により新たに契約を締結する際には、入札等により行うこととした。なお、当該契約の新たな契約の締結に関しては、契約件数が多いことから、計画的に行っていくこととした。

機器の保守委託等で自動更新を行っているその他の契約については、既に契約期間満了になったものは、満了時に入札等により新たな契約を行っている。

(2) 間接工事費の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都営東砂八丁目第2アパート道路改修工事において、発生する土砂の処分経費として計上した投棄料を、間接工事費積算の対象としているが、公社積算基準によれば、間接工事費積算として投棄料は積算の対象としないとしているため、間接工事費の積算額約415万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年12月、土木工事積算システムの間接工事費算定について、投棄料が積算対象とならないよう改善した。

また、新たにチェックリストを作成し、平成14年6月より関係部所において設計内容の調査・審査を行うなど、チェック体勢の強化を図った。

(3) エレベータ保守委託費の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社が管理する団地のエレベータ保守点検及び遠隔監視業務において、エレベータ保守委託費を積算する際に、保守点検するエレベータの台数を誤って算出したため、約782万円が過大に積算されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年度から、施設保全業務委託については、このような積算の誤りを防止するため、簡易な入力で済む積算システムを作成し、それによることとした。

また、新たに関係部所において設計内容の調査・審査を行うなど、チェック体勢の強化を図った。

(4) 都営住宅等有料駐車場の管理運営を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、都営住宅等有料駐車場管理運営要領に基づき、都営住宅等の入居者を対象として駐車場を有料で利用させている。同要領によれば、公社は利用者が駐車場使用料を3箇月以上滞納したときは、契約を解除することができるとし、賃貸借契約書においても明記するとともに、各支社に対し解約手続について指導しているが、池袋支社において、利用者が駐車場使用料を3箇月以上滞納しているにもかかわらず、公社は契約を解除しなかったことから、滞納額が生じている。

イ 講じた措置の概要

本指摘の件については、すべて契約解除を行った。また、今後、このようなことがないように都営住宅係長会において周知徹底を図った。

なお、滞納額については、1件が全額納付済みであり、1件については分納による納付をする旨の誓約書を提出させた。残りの2件については、現在、呼出中であり、法的措置による回収も含めて検討している。

(5) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社の平成12年度の決算書等について、各会計の処理に次のとおり、問題点が認められた。

(ア) 一般会計

貸借対照表の負債の部において、修繕引当金(流動負債)に計上されているうち、31億4,668万余円は、長期分譲住宅(所有権留保)に係るものであり、預り金として整理すべきである。

(イ) 明日見らいふ管理会計

貸借対照表の負債の部において、預り金を減少させて未払金を計上する会計処理を行っているのは適正でない。

(ウ) 都営住宅等管理会計

損益計算書の都営住宅等管理収益及び原価において、併存施設改修に係る収入及び支出額を計上しているが、併存施設改修は、都営住宅の改修とは異なる施設の改修であることから、都営住宅等管理と区分して整理すべきである。

イ 講じた措置の概要

指摘の件について、次の処理を行った。

(ア) 一般会計

監査指摘を踏まえ、平成14年度からの会計基準の改正により、預り金として整理することとしている。

(イ) 明日見らいふ管理会計

監査指摘を踏まえ、平成13年度決算において当該処理を適正化した。

(ウ) 都営住宅等管理会計

監査指摘を踏まえ、平成13年度決算の損益計算書において、当該事業を区分した。

(6) 委託業務の執行について見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、公社に都営住宅の管理業務を委託し、管理業務の一環である営繕事業(計画修繕)の執行上必要であるとして、測量調査実施のため委託料を交付しているが、この測量業務の実施状況について、管理委託契約には、測量調査業務が委託業務に含まれているかが明確にされてなく、また、事前に局に提出することとされている委託業務執行計画書及び事後に提出する委託料精算の基礎となる受託事業実績報告書のいずれにも、測量調査業務の実施についての記載がない、測量調査の成果物である都営住宅団地現況図等について、局の了承を得ることなく直接公社が管理している、測量調査委託契約の契約期間について、規模等から一部不合理な設定となっている、などの問題点が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

平成14年度の東京都営住宅管理業務委託に関する契約書の委託業務の項目に測量調査業務に関する記載をし、また、執行計画書及び実績報告書の計画修繕の中の1項目として測量調査業務の表示を行うとともに、適切な進行管理を行い、履行確認に努めていくことを徹底した。

測量調査の成果物等の管理については、委託業務を完了したときは都へ提出し、履行の確認を受けたうえ、引き続き公社が実施する営繕工事等に必要のため、公社で保管することが合理的であるので、その旨規定し、貸与等については所管を明確にした。

また、測量調査委託契約にあたっては、十分な契約期間を設定し、計画的に実施するよう公社内部において徹底を図った。

港 湾 局

(株式会社東京テレポートセンターほか2団体)

(1) 委託料の支払を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、海上公園管理委託、臨海副都心共同溝の管理業務に関する委託及び臨海副都心の未処分地等の管理業務に関する委託について会社と契約を締結し、委託料を四半期ごとに概算払により支出しているが、会社における執行状況は、四半期ごとの概算受額に対し執行額が少なく、執行残額が多額となっていることから、事業に見合った委託料の支払いを適切に行われたい。

イ 講じた措置の概要

局はテレポートセンターに対し、委託料の執行について四半期ごとの前年度執行状況等を十分に精査反映した上で「執行計画書」を作成するよう指導し、平成14年度から、より事業実態に近い執行計画に基づく事業に見合った委託料の支払いを行っている。

(2) 利用料の収入経理に当たり各部門間の連携を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、東京夢の島マリーナ施設利用料を利用者から徴しているが、平成12年度決算において、平成10年度から平成11年度までに発生し未収となっている過年度分の利用料が計上漏れとなっていた。

この収入計上にあたっては、事業部門が経理部門に対し、利用料の入金額及び未納額の報告を行っているが、両者の連携が不十分であったなどにより、誤った報告による計上を行ったものであり、収入計上が適切に行われるよう、各部門間の連携を図るべきである。

イ 講じた措置の概要

計上漏れとなっていた東京夢の島マリーナ施設利用料の過年度分の未収金については、平成13年度決算において計上した。

本指摘事項については、平成14年4月8日に行われた当社常務会において、監査指摘を十分に踏まえ、各部門間の連携を図る等、適切に対処することを周知徹底し、平成14年度から徴収月毎(3、6、9、12月)に、事業部門から計理部門へ利用料の収入状況を報告させることとした。

(3) 固定資産の計上を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、固定資産の計上について、機器購入費の取得価額が、取付工事費等の附随費用を含めずに計上している、固定資産の計上科目が誤っているなど、適正を欠く事例が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

(ア) については、平成14年4月末に機器購入費の取得価額を訂正し、過年度修正した。

(イ) についても、平成14年4月末に計上科目を過年度修正した。

下 水 道 局

(東京下水道サービス株式会社)

(1) 固定資産を適正に計上すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社の平成12年度末における固定資産台帳について見たところ、成城駐車場の構築物として、平成10年度に撤去された成城駐車場舗装路面が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘事項については、平成14年3月20日付けで固定資産除却損として計上し、当該固定資産の除却を行なったところである。

今後はこのようなことがないよう、固定資産の適正計上に努めるよう、文書で社内周知徹底を図った。

教 育 庁

(社団法人東京のあすを創る協会)

(1) 要綱の整備を図り適切な補助金の算定を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁は、新生活運動の充実と発展を図るため、社団法人に対し補助金を交付しているが、補助対象経費等の捉え方が要綱で明確に規定されていないため、補助金は単年度の収支に基づいて算定されるべきであるのに対し、平成11年度及び平成12年度については、いずれも補助対象経費に繰越金を含めて補助金が算定されており、適正を欠いている。

イ 講じた措置の概要

補助対象経費の考え方について、団体と確認し、予算収支計画書及び決算報告書における対象経費が明確になるよう、平成14年度に要綱の整備を行った。

平成13年度補助金の清算を行った際には、繰越金について、補助対象外として清算を行った。

〔平成13年度行政監査〕

環 境 局

(1) 低公害車の普及促進事業について

ア 監査結果の内容(要約)

低公害車の普及促進事業は、自動車公害対策事業の目的である窒素酸化物等の削減に寄与するために行われるものである。低公害車の普及計画について見ると、電気自動車などの4大低公害車についての現在の普及状況などから見て、東京都自動車公害防止計画(平成9年6月改定)の平成17年度目標台数を達成するのは困難であると見込まれる。現状における普及実態を捉え、窒素酸化物等の削減に向け実現可能な計画設定を行うなど、その見直しについて検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

(ア) 急速充電スタンドは、平成13年度末をもって10箇所全部を廃止した。

(イ) CNG供給スタンドは、CNG車の地域的普及状況等を踏まえ、関係事業者等の協力を得て計画的に設置を進めており、平成13年度末現在、31箇所で稼働している。

また、融資あっせんについては、融資対象の拡大や融資限度額(平成14年度から1億円)の引上げなど制度を拡充するとともに、融資制度の有効性を強調した印刷物を取扱金融機関中心に配布するなど積極的なPR活動に努めた。

(ウ) 自動車公害に係る施策については、平成12年12月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(略：環境確保条例)を全面改正し、大規模な事業者に対して、知事が定める低公害車を一定割合導入することを義務付けるなど、大きな転換を図った。

平成14年2月に改定した東京都環境基本計画では、東京都自動車公害防止計画は既に現状にそぐわないものになっているとして、今後は、ディーゼル車の規制を強化し、非ディーゼル車への代替を促進するなど、環境基本計画に示す施策の方向により自動車公害対策を進めていくこととした。

教 育 庁

(1) 都立学校公開講座事業について

ア 監査結果の内容(要約)

都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して公開講座事業を行っている。この事業の実施に当たっては、地域住民の要望に合致した講座を開設するとと

もに、費用対効果に十分配慮するなど改善を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 都立学校開放事業運営委員会における運営委員の構成、役割を適切なものとした。講座実績については、運営委員会で応募状況等の分析を行った上で、都教育委員会へ報告することとし、都教育委員会はこの報告により集約・分析の結果を提供し、これにより地域住民の要望を汲み上げ、講座を開設していくこととした。
- (イ) 費用対効果に配慮して、応募者が5人以下の講座の実施に当たっては、募集期間の延長や内容・開設曜日等の改善を行い、なおかつ応募者が5人以下の講座については中止することとした。
- (ウ) 講座内容が講座修了者率に反映することなどを説明し、講座内容や開設曜日の見直しを行い、効果的・効率的な講座実施となるよう指導した。

平成14年度に実施予定の553講座のうち、既に終了した94講座については、応募状況やアンケート等により講座実績を分析・評価した上で講座報告書が提出されており、講座修了者率は、大幅に向上した(87講座:100%、4講座:90%台、1講座:80%台、2講座:70%台)。

〔平成12年度財政援助団体等監査〕

住 宅 局

(東京都住宅供給公社)

(1) 駐車場の管理・運営について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、公社と「都営住宅団地及び地域特別賃貸住宅における駐車施設の管理運営に関する協定」を締結し、都営住宅等の駐車場の管理・運営を行っているが、利用方法等の改善を図るべき事項が認められた。

(ア) 駐車場は、当該住宅の居住者専用として必要車両数を設置しているが、その利用状況は、利用が全くない区画があるなど極めて低調なものが見受けられた。

(イ) 公社は、駐車場運営経費のうち、公社受取分となる駐車場管理事務費において、その算出の根拠を、人件費は、公社職員全体の人件費見込額の20名分、事務費は、駐車場設定収入の5%、事務所費は、公社施設の維持管理費の人数割りを基にした20名分としているなど固定的要素が強く、空き駐車場の改善に対する経営努力の成果が反映されないものとなっている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 駐車場の効率的な利用を図るため、局は、平成13年12月「都営住宅等に設置した有料駐車場の地域開放に係る取扱い方針」を策定した。今後は、空き区画がある場合には、当該地域の実情に応じて管理上支障のない範囲で近隣住民等の利用を可能とすることにした。

(イ) 平成13年度より駐車場管理事務経費の算出方法を利用状況に応じて、公社の受取分が増減する方法に変更し、公社の経営努力が反映されるものとした。